

第 2 部 災害予防計画

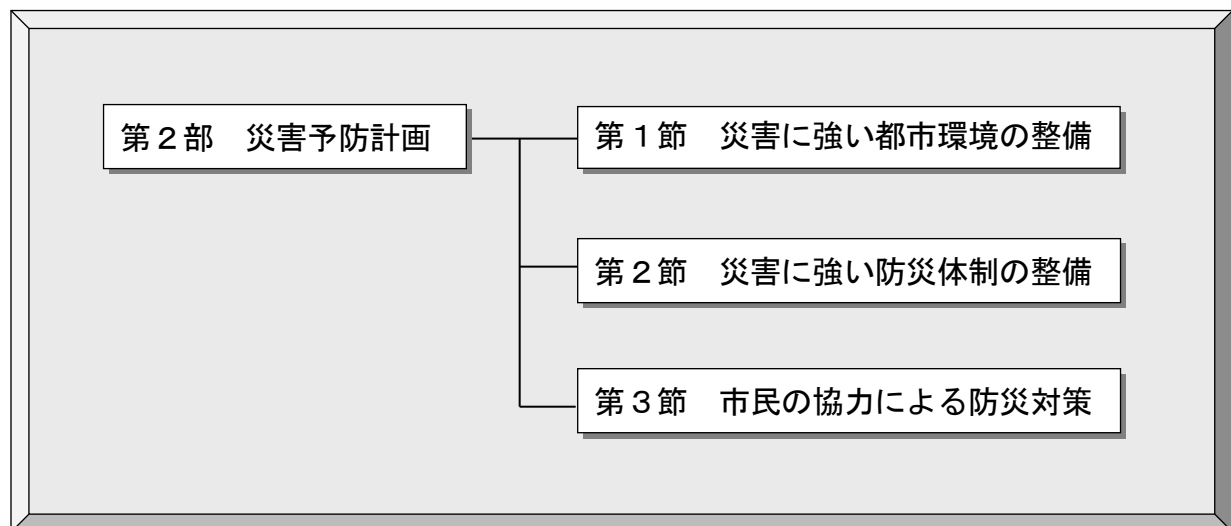
《 第2部 災害予防計画 》

市においては、北部に利根川、南部に荒川が流れ、その間に利根川水系の唐沢川、小山川、福川などの支川が貫流しており、沿川地域ではその氾濫による浸水や流出による被害が懸念されるところである。特に河川の合流点付近においては、氾濫流が貯留することで、深く、長く浸水することが想定されている。また、市においては、深谷断層帯が市内を横断しており、それによってM8.0の地震が発生した場合には、市内で震度7の揺れが生じるなど、甚大な被害が想定されている。

こうした災害による被害の軽減に当たっては、各種施設の耐震化や補強、住宅密集地の解消等による災害被害の抑制のための対策に加え、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に実施できるようにするための「災害に強い都市環境の整備」、及び災害時において適時適切に対応できるための活動体制を整備するとともに、飲料水や食料、生活必需品の備蓄等によって災害に備えるための「災害に強い防災体制の整備」を推進することが必要である。

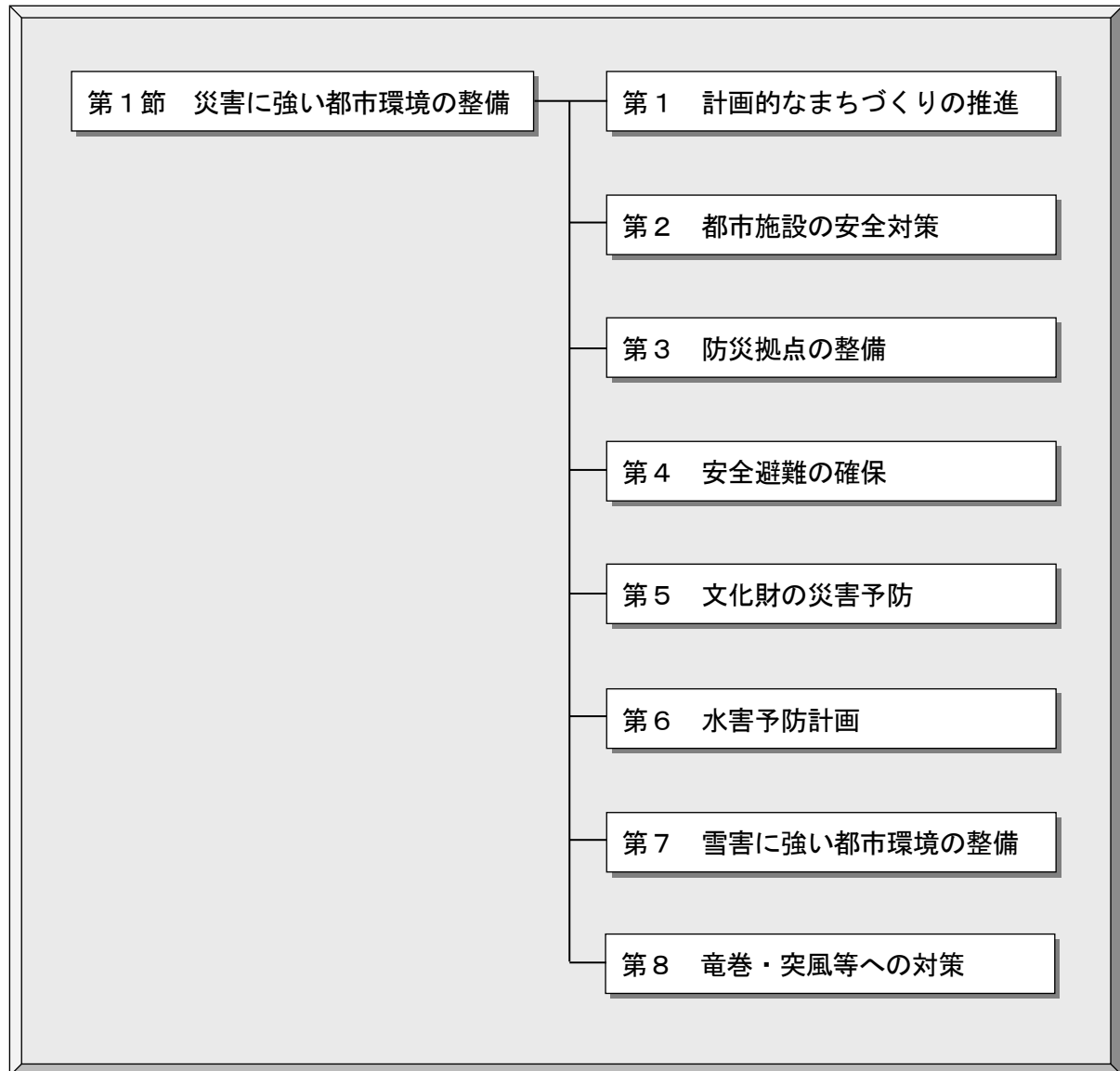
災害による被害軽減のため、行政が上記のような対策を不断的な努力で推進することは言うまでもないが、昨今の頻発化、激甚化する豪雨災害や地震災害にあっては、行政の対応力だけでは限界があると言わざるを得ない。市をはじめとする行政機関等による公助に加え、市民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を市民が互いに助け合って守る共助に努める、「市民の協力による防災対策」が必要不可欠である。

以上を踏まえ、市は、災害予防計画を以下の施策をもって推進するものとする。



第1節 災害に強い都市環境の整備

地震災害及び風水害等の自然災害による被害を最小限にするため、不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備などにより、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。



第1 計画的なまちづくりの推進

市では、災害発生時に危険性が大きいと想定される区域の把握に努め、土地区画整理事業等による市街地の耐火の推進、延焼遮断帯となる道路や避難場所となる公園の整備等の事業を進め、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきたところである。

しかし、既成市街地においては依然として建築物の密集や老朽化が見られる地区もあり、建築物の倒壊、延焼による火災拡大などの被害を招く危険性をはらんでいる。

このため、市は今日までの事業の成果を踏まえつつ、それぞれの地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害に強いまちづくりの推進のために必要な施策を以下に定める。

施策 1.1 防災的土地利用計画の計画的推進

- 方策(1) 防災都市づくりの基本方針
- 方策(2) 市街地の整備等
- 方策(3) 不燃化等の促進

施策 1.2 地盤災害の予防

- 方策(1) 危険区域の把握
- 方策(2) 液状化による危険区域
- 方策(3) 危険区域の周知
- 方策(4) 地下水採取の規制

施策 1.3 土砂災害の予防

- 方策(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策
- 方策(2) 山地災害危険地区の予防対策
- 方策(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
- 方策(4) 土砂災害警戒区域等における対策
- 方策(5) ハザードマップの作成、住民への提供・周知
- 方策(6) 大規模盛土造成地マップの作成・公表

施策 1.4 防災空間の確保

- 方策(1) 都市公園の整備
- 方策(2) 農地の保全
- 方策(3) 防災グリーンゾーンの形成
- 方策(4) 仮設住宅用地の確保

1.1 防災的土地利用計画の計画的推進

【都市整備部、消防本部】

(1) 防災都市づくりの基本方針

市、県及び国は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

① 都市における震災予防のまちづくり

市は、県の都市における震災の予防に関する基本的な方針を踏まえ、各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強い防災都市づくりを推進する。

□都市における震災の予防に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

地震による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

2 基本の方針

(1) 密集市街地の改善と拡大防止

防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

(2) 都市施設の整備

広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等を確保する。

(3) 市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

(4) 県と市町村の役割分担による震災予防対策の推進

県は、広域的な都市基盤の整備を担うとともに、情報提供や連絡調整など総合的な震災予防対策を推進する一方、地域の実情に応じた対策を進める市町村との連携、協力及び市町村に対する必要な支援を行う。

市町村は、必要に応じて都市における震災予防に関する基本的な計画の策定を行い、震災予防のまちづくりを総合的に推進する。

出典) 埼玉県「埼玉県地域防災計画」令和3年3月

② 土地利用の適正化

防災都市づくりの基本である、市民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防災面に配慮し、適正な土地利用を計画的に行う。

ア 土地利用の規制・誘導

市の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な規制を行う。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮のうえ、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけることを検討する。

イ 土地情報の整備

適正な土地利用により、自然と共生した防災対策を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。

(2) 市街地の整備等

災害に強い安全で快適な都市構造の形成を図るため、土地区画整理事業などを推進するとともに、各種都市計画の活用を図りながら、市街地の整備を行う。

① 土地区画整理事業

家屋が密集した既成市街地などで、道路、公園等の公共施設を一括して整備改善するとともに、老朽木造密集市街地の解消や宅地の利用増進を図り、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業を行う。

《土地区画整理事業の実施状況》

[令和2年3月31日 現在]

事業名	面積 (ha)	事業予定期間
国済寺土地区画整理事業	38.6	平成7年～令和5年
中央土地区画整理事業	23.3	平成10年～令和10年

出典)「国済寺地区事業概要書、中央地区事業概要書」

② 地区計画等の活用

市が定める地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを誘導する。

③ 地籍調査の推進

各種の市街地整備事業を計画的に行うとともに、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、錯綜している土地の権利関係を明確にする地籍調査を、引き続き推進する。

(3) 不燃化等の促進

市街地が連続し、木造住宅が密集している地域では延焼の危険性が高いことから、不燃化対策を推進する。

① 防火・準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導する等、今後、用地地域の見直しに合わせて、防火地域・準防火地域の指定の拡大を検討する。

建物が密集し震災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、土地区画整理事業等により、火災に強いまちづくりを進める。

また、延焼防止機能を有する道路や公園の整備とあわせて、深谷駅周辺地区や、国道17号(旧中仙道)沿道に防火地域及び準防火地域を指定し、耐火建築物又は防火建築物の建築促進を図る。

現在の防火・準防火地域は以下のように指定されている。

《都市計画防火・準防火地域》

[令和2年4月1日 現在]

種別	面積 (ha)
防火地域	-
準防火地域	126.8

出典) 都市計画課

② 屋根不燃化区域の指定

防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域を指定している。

③ 建築物の防火の推進

建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特定建築物等定期調査報告制度に基づき、防火対策及び避難対策上の各種改善指導を行う。

④ 消火栓の拡充

火災発生時の消火活動を迅速に行うことや、大規模災害発生時に消火栓の一部が使用不能となる可能性を考慮し、消火栓の少ない地域においては、今後、消火栓の拡充や防火水槽の整備等を検討する。

1.2 地盤災害の予防

【総務防災課、都市計画課、建築住宅課、環境課、道路河川課】

市の地形・地質条件等から危険区域について以下に示す。これら危険区域については、市民に対し、周知する必要がある。また、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を防止する必要がある。急傾斜地や崩壊土砂流出危険地区では、土砂災害の予防対策を推進する必要がある。

(1) 危険区域の把握

地盤沈下、地震動及び大雨等により崩落の危険性が考えられる急傾斜地崩壊危険箇所が存在する。

なお、市域には砂防法や地すべり等防止法に定める危険区域はない。

※参照：資料編 I 「資料2-1 急傾斜地崩壊危険箇所・崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区一覧（深谷市）」

(2) 液状化による危険区域

地震が発生した場合、河川沿いの低地の広い範囲で液状化の危険性が高いと予測される。特に、岡部ブロックの一部では、液状化の危険性が極めて高いと予測される。

参照）埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」

(3) 危険区域の周知

地震動や液状化による危険区域については、ハザードマップ等により、市民に対し周知する。また、液状化による危険区域で構造物を建設する際には、県とともに各種の液状化対策工法の実施を指導していくものとする。

(4) 地下水採取の規制

市は、埼玉県生活環境保護条例によって地下水採取の規制を実施している地域（第二種指定地域）に該当しており、井戸の新設を規制している。

1.3 土砂災害の予防

【総務防災課、都市計画課、道路河川課】

住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど、災害を予防するための対策について定める。

危険箇所の指定については、あくまでも定められた基準や条件等によるものであることに注意する必要がある。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の予防対策

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して 30° 以上の角度をなし、その高さが 5 m 以上の急傾斜で、人家に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

市内では、29 か所の急傾斜地崩壊危険箇所が指定されている。

市は、市内の急傾斜地崩壊危険箇所について、市民に対し周知するものとする。

※参照：資料編 I 「資料2-1 急傾斜地崩壊危険箇所・崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区一覧（深谷市）」

(2) 山地災害危険地区の予防対策

山地災害は、集中豪雨や台風による山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林は保安林に指定し、荒廃地や荒廃した森林に対しては、治山事業が実施されている。また、治山事業等は、災害発生危険度の高い地区から逐次実施し、既設工作物についても亀裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、有害行為の防止や住民に対し避難行動など自主的な防災活動が行えるよう普及啓発を行う。

市内では、山地災害危険地区のうち、1 か所の山腹崩壊危険地区及び1 か所の崩壊土砂流出危険地区が指定されている。

市は、市内の山地災害危険地区について、市民に対し周知するとともに、県に対し治山事業の推進を求めていくものとする。

※参照：資料編 I 「資料2-1 急傾斜地崩壊危険箇所・崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区一覧（深谷市）」

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

平成 13 年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、県により基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定が進められており、市は、指定された土砂災害警戒区域等において、警戒避難体制を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難地に関する事項を記載した印刷物の配布を行う。市内では14 か所の急傾斜地の土砂災害警戒区域等が指定されている。

※参照：資料編 I 「資料2-2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定区域一覧（深谷市）」

(4) 土砂災害警戒区域等における対策

市は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域等の区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

- ① 土砂災害警戒区域等を含む自治会や住民に対し、土砂災害ハザードマップを配布・公表

し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。

- ② 土砂災害警戒区域等の区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- ③ 土砂災害警戒区域等の区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
- ④ 土砂災害警戒区域等の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- ⑤ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。

市防災会議は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

-
- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 災対法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
 - 五 救助に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
-

上記 四に該当する施設については、本計画に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記 一に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

上記 四に該当する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長に報告しなければならない。また、計画に定めるところにより、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために訓練を行わなければならない。

(5) ハザードマップの作成、住民への提供・周知

市は、土砂災害に対する円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（土砂災害警戒区域等、土砂災害に関する情報伝達、避難場所、その他必要な事項）を印刷物（ハザードマップ）にまとめ、住民等に周知する。

□土砂災害の警戒避難体制に関して、ハザードマップに記載すべき事項

- ①土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - ・土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - ・自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり
- ②土砂災害に関する情報の伝達方法
 - ・避難場所
- ③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（必要に応じて）
 - ・雨量情報
 - ・土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値）
 - ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
 - ・土砂災害の特徴・前兆現象
 - ・避難時の心得・携行物
 - ・主要な避難路
 - ・その他

(6) 大規模盛土造成地マップの作成・公表

市の大規模盛土造成地としては、上野台付近の谷埋め型盛土造成地が存在する。

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

※参考『大規模盛土造成地』

面積 3,000 m²以上の谷埋め盛土、又は原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5 m以上の腹付け盛土がなされた造成地

1.4 防災空間の確保

【公園緑地課、農業振興課】

阪神・淡路大震災の大規模延焼地区の焼け止まり状況（延焼が止んだ箇所）を調査した結果、道路、空き地、耐火造・耐（防）火壁の存在、及び注水等の消火活動が、焼け止まり要因として報告されている。

これは、公園や緑地などが、子どもの遊び場やレクリエーションの場、あるいは都市景観の構成要素として重要な役割を果たすだけでなく、災害時における延焼防止あるいは避難場所として防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保が、災害に強いまちづくりを推進する上で基本的課題であることを示している。

市の深谷駅周辺及び旧中仙道沿いには、木造建築物が多数立地している。こうした地区を含む市街地等では、火災の延焼・拡大を防止するため、建築物そのものの不燃化を促進するとともに延焼の遮断、円滑な避難活動、救援活動を行うための道路、公園等の空間を確保する必要がある。

(1) 都市公園の整備

- 都市公園の新設、既設公園の充実、再整備を図る。新設においては、災害時の避難地あるいは仮設住宅用地となることも想定し、水の確保、公園灯の設置等を行う。
- 平常時においては市民に潤いを与え、火災時等には延焼防止の効果がある緑地の適正な維持管理に努める。
- 住区基幹公園の防災機能の向上を図り、周辺住民に親しまれ、身近な避難地となる公園を効果的に整備等していく。

《深谷市の公園整備状況》

[各年4月1日 現在、単位：㎡]

区分		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
都市公園	住区基幹公園	494,554	494,554	494,554	494,554	494,554
	都市基幹公園	307,055	307,055	307,055	307,055	307,055
	特殊公園	113,868	113,868	113,868	113,868	113,868
	都市緑地	8,121	8,121	8,121	8,121	8,121
その他公園		267,251	267,251	267,545	267,545	267,545
合計		1,190,849	1,190,849	1,191,143	1,191,143	1,191,143

出典）公園緑地課

(2) 農地の保全

農地の保全のうち、特に市街化区域内の農地は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設の活用、被災者への生鮮食料の供給など重要な役割が期待されるため、今後とも保全を図っていくものとする。

《深谷市の農地地目別面積の推移》

[各年1月1日 現在、単位：ha]

区分	総数	田	畑
平成28年度	6,333.5	1,698.2	4,635.3
平成29年度	6,319.0	1,695.6	4,623.4
平成30年度	6,301.4	1,693.3	4,608.1
平成31年度（令和元年度）	6,285.0	1,688.9	4,596.1
令和2年度	6,250.4	1,678.2	4,572.2

出典）資産税課「土地課税台帳」

(3) 防災グリーンゾーンの形成

市街地は建築物が比較的密に立地しており、大規模災害の発生の際には、火災の延焼、家屋の倒壊や建物被害による人的被害の増大等が考えられる。

このため、こうした被害を抑制するために、基盤整備を行うとともに重点的に緑化を推進することにより災害に強い緑の映える市街地（防災グリーンゾーン）を形成する。

災害に強い市街地（防災グリーンゾーン）の形成は次の方針で行う。

① 街路樹植栽

今後整備をすすめる市街地における広幅員道路に耐火性の強い高木を植栽して、延焼防止及び建物倒壊抑制等を図る。

② 塀・垣の緑化

塀、垣の生け垣化を推進し、延焼及び倒壊を抑制する。

③ 小規模空間の確保

市街地に小広場を確保するほか、道路整備の際に沿道にポケットパークを確保するなどにより、市街地に小規模な空間を確保し、防災器具の設置、避難時の集合場所等とする。

④ 延焼遮断帯の形成

都市計画道路と沿道の防災空間、不燃化建築物等を一体化した整備を図り延焼遮断帯を形成する。

(4) 仮設住宅用地の確保

被災時の応急仮設住宅の建設を迅速に実施するために、市はあらかじめ公園やグラウンド等の応急仮設住宅用地を選定し、その確保に努める。

第2 都市施設の安全対策

防災上重要となる公共建築物、道路・交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の市民生活において重要であるだけでなく、災害時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。

このため、市及び関係機関は、発災後直ちにこれら都市施設の機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設ごとに耐震性の強化や被害軽減のため、以下に示す諸施策を実施し、被害を最小限に抑えるための対策を講ずるものとする。

都市施設の安全対策を推進するために必要な施策を以下に定める。

施策2.1 建築物の耐震化・不燃化

- 方策(1) 公共建築物の耐震化・不燃化
- 方策(2) 一般建築物の耐震化・不燃化
- 方策(3) 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備
- 方策(4) 地震保険の加入促進

施策2.2 道路・交通施設の安全対策

- 方策(1) 現状
- 方策(2) 道路交通の安全のための情報の充実
- 方策(3) 安全な道路の整備
- 方策(4) 安全性の向上
- 方策(5) 液状化対策
- 方策(6) 排水機能の充実

施策2.3 河川施設の安全対策

- 方策(1) 安全性調査の実施
- 方策(2) 災害に対する安全性の向上
- 方策(3) 水防用資材の充実

施策2.4 倒壊物、落下物の安全対策

- 方策(1) ブロック塀対策
- 方策(2) 落下物等対策
- 方策(3) 自動販売機の転倒防止
- 方策(4) エレベーターの閉じ込め防止対策
- 方策(5) 天井の落下防止対策

施策2.5 ライフライン施設の安全対策

- 方策(1) 電力施設の安全対策
- 方策(2) 電気通信設備の安全対策
- 方策(3) 都市ガス施設の安全対策
- 方策(4) 上水道施設
- 方策(5) 下水道等施設
- 方策(6) 廃棄物処理施設

施策2.6 危険物等関連施設等の安全対策

- 方策(1) 消防法に定める危険物の保安対策
- 方策(2) 高圧ガス施設の保安対策
- 方策(3) 毒物劇物施設の保安対策
- 方策(4) 火薬類の保安対策

2.1 建築物の耐震化・不燃化

【総務防災課、自治振興課、都市計画課、建築住宅課、教育施設課、生涯学習スポーツ振興課、川本総合支所、関係各課】

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）に基づき、県では「埼玉県建築物耐震改修促進計画」が策定された。市においても、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成22年3月に「深谷市建築物耐震改修促進計画」を策定し、上位計画等の改定に基づき随時改定を進めている。市は、深谷市建築物耐震改修促進計画及び、土地区画整備事業等を踏まえ、建築物の耐震不燃化を推進する。

なお、市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるとともに、所有者における空き家等の適正管理や解体、利活用を促進する。

(1) 公共建築物の耐震化・不燃化

公共建築物については、災害時には学校は避難所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。

このため、公共建築物に対しては、平常時における利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性及び不燃性が求められるため、耐震化及び不燃化の促進に取り組む必要がある。

また、公共施設の耐震化・不燃化等工事を実施する場合は、同じ役割を担う施設（避難所に指定されている施設等）が確保できることを確認し、施設間で補完体制を確認しながら実施していく。工事期間中にその代替施設として期待される公共施設については、その管理者と連携し、不測の事態に備えた体制を整備する。

① 耐震化・不燃化対策

公共建築物については、新耐震基準を満たしていない場合、必要に応じて補強工事を検討するとともに不燃化についても検討を行う。特に本庁舎については、市の防災活動の中心となることから、令和2年7月に新庁舎が開庁し、防災拠点として使用されている。

また、公共施設においては、不燃化とともに防災機能の向上を図る。

(2) 一般建築物の耐震化・不燃化

① 耐震化・不燃化の責務

一般建築物の耐震化・不燃化等は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、市はそのための助言、指導及び支援に努める。

② 耐震化・不燃化対策

市は、建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断、耐震改修及び不燃化等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性・不燃化等の向上の促進を図るとともに、以下の耐震化・不燃化対策を講ずる。

○耐震化等に関する相談窓口の設置

耐震化等に関する市民等の相談に応じるため相談窓口を設置する。

また、広報ふかや及び市ホームページで窓口開設に関する情報を提供する。

○耐震化等に関する知識の普及・啓発

耐震化等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、市民への知識の普及に努める。

また、県が実施する耐震化・不燃化促進の取組（各種支援策、啓発イベント等）を活用しながら、その情報提供や、制度の活用及びイベントへの参加促進を図る。

さらに、彩の国既存建築物地震対策協議会の活動やイベントに参加し、必要な情報を収集し市民の災害に対する知識の普及・啓発に努める。

○耐震改修に係る市の融資制度の普及

市の住宅耐震化に関する補助制度について、市ホームページ等によって広報を実施し、制度の活用促進を図る。また、勤労者住宅資金貸付制度についても、同様に市民への周知を図る。

○耐震改修に係る県等の融資制度の活用促進

建築物の耐震改修をするにあたり、県等では次のような融資制度があり、市はこれらの制度の活用促進を図る。

- ・県が民間金融機関と連携した「埼玉の家 耐震・安心リフォームローン」
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が実施している耐震改修工事を含んだリフォームに対する「リフォーム融資制度」

○耐震改修に係る税制措置の情報提供

建築物の耐震化を促進するために、平成18年の税制改正により、耐震改修工事を実施した建物に対して固定資産税や所得税の減額措置が受けられる「住宅等に係る耐震改修促進税制」が創設された。これによって住宅の耐震改修を行った際、一定の税制による支援が受けられるようになったことから、この措置に関する情報提供に努め、耐震化の促進を図る。

○リフォームに併せた耐震化・不燃化の誘導

耐震改修は、建築物の構造部材の補強をするために内装工事を伴うことが多く、リフォームやバリアフリー工事と併せて耐震改修工事を実施することは、費用面や施工面において効率的である。また、燃えにくい素材等を使用することで、リフォーム等に併せた耐震化・不燃化の促進を図る。

○関係情報の公開

建築物の耐震化・不燃化のために必要な情報の提供を実施する。

(3) 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備

地震時の被災建築物応急危険度判定や地震時及び大規模な豪雨時の被災宅地危険度判定は、災害により被害を受けた建築物及び宅地を調査し、建築物の倒壊や宅地の崩壊の危険性について判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。

① 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備

市は、建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行うとともに、被災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

② 被災宅地危険度判定に係る体制の整備

市は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、速やかに被災宅地危険度判定を実施する。実施にあたり、被災宅地危険度判定士制度を活用することにより被災宅地危険度判定士を確保するものとする。

(4) 地震保険の加入促進

大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るため、地震保険への加入を促進する必要がある。

る。

このため、市は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容や、地震保険料の所得控除（地震保険料控除）等の特例措置についての情報提供に努める。

2.2 道路・交通施設の安全対策

【道路管理課、道路河川課、農業振興課】

道路及び橋梁等の公共施設は、市民の日常生活及び社会活動、経済活動に欠くことのできないものであると同時に、災害発生時には応急対策、災害復旧の根幹となるべきものである。

災害によりトンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合など、これら公共施設について事前の予防措置として施設ごとに耐震性を備えた設計指針を考慮し、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施していく。

(1) 現状

各道路施設管理者は、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報をするとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

(2) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、通行止め等の対策を講じる旨を道路利用者に提供するための体制を整えるものとする。

(3) 安全な道路の整備

円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上、さらには避難の際の安全確保のため、広幅員の歩道や耐火性の高い街路樹の設置、電線の地中化により安全な道路の整備を推進する。また、災害による交通遮断等に対応できるよう、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

緊急輸送道路及び主要な幹線道路については、沿道建物の耐震化・不燃化の促進と街路樹の適正配置により延焼遮断帯としての機能の充実に努める。

なお、幹線道路については、南北方向の動線が脆弱なため、市は、防災的な観点からも南北軸の強化を図る。

(4) 安全性の向上

道路施設の災害に対する安全性の向上を図るため、以下の対策を実施する。

① 道路防災点検調査

道路管理者は、道路、橋梁、盛土、擁壁などの道路施設の状況や、土砂崩れ等のおそれがある箇所を平常時に点検調査する。

また、必要に応じて、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報するものとする。

② 安全化対策工事

道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所においては、速やかに対策工事を行う。

③ 橋梁部の耐震化

今後、改修、新設する橋梁等については、新たな耐震設計手法が確立されるまでは、阪神淡路大震災に伴い旧建設省から通知のあった「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置」に基づき耐震対策を実施する。

④ 斜面地等の防災対策

法面等の斜面地保護のための防災対策を実施する。

⑤ 体制等の整備

道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

⑥ 必要な資料及び資機材の整備

道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るために、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

また、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

(5) 液状化対策

地盤の液状化による道路施設等土木構造物の機能障害を最小限に抑えるため、道路を占用する各施設の管理者等は、当該地盤の特性を考慮して、次のような液状化被害防止対策を行う。

- ① 道路防災点検調査の実施
- ② 締固め、置換、固結等有効な地盤改良の実施
- ③ 基礎杭

(6) 排水機能の充実

道路及び農地における冠水履歴のある箇所については、排水機能の充実に努める。

2.3 河川施設の安全対策

【道路河川課】

市は、市の北部に利根川が、南部に荒川が流れ、また市の南北方向に唐沢川が流れているほか、複数の河川が流れており、豪雨や長雨により多くの被害を受けてきている。市には、堤防に接する地域や水門、樋管などの河川施設も多く、これらの河川施設付近の地域の安全確保が必要である。

(1) 安全性調査の実施

地盤の液状化に伴い、堤防が沈下するおそれがあることから堤防の耐震点検を行うなどにより、低地河川の堤防の安全性について調査を行う。

(2) 災害に対する安全性の向上

堤防における耐震性の向上を図るため、必要に応じて地盤改良、ドレーン設置、押さえ盛土、鋼矢板打設等を組み合わせた対策を講じる。

また、耐震設計の行われている河川構造物の地震による被害は少ないことから、水門、樋管など河川構造物の改築、改良を優先的に行う。

(3) 水防用資材の充実

護岸崩壊が発生した場合の防水シート、その他水防用資材の備蓄の充実に努める。

2.4 倒壊物、落下物の安全対策

【都市計画課、建築住宅課、道路管理課】

ブロック塀は、安価で場所をとらないという点から手軽に用いられているが、震度5弱程度の地震でもブロック塀の倒壊による死傷者が発生することが1978年宮城県沖の地震で明らかになった。その後の地震においてもブロック塀の被害が発生しているが、被害の実態調査等から、全半壊したものの多くは建築基準法に適合しない粗悪な施工のものであることが分かっている。災害に対する安全性の向上という観点からも、新設ブロック塀の安全性については、建築確認行政の中で指導の強化を図る一方、既存のブロック塀についても安全対策を実施できるよう、既存のブロック塀の補強方法を含む適切な指導の徹底を図る。

また、市、県、国及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防災対策を図るものとする。

さらに、災害時における危険性のある落下物として、屋外広告物、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装及び屋外空調機等がある。これら落下物、転倒物は、人身への被害とともに救出救助活動の障害ともなることから、安全性を確保していくものとする。特に、緊急輸送道路や避難路に指定された道路沿道のブロック塀や落下物についてはより徹底した指導を行うものとする。

(1) ブロック塀対策

-
- 避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀（石塀を含む）の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。
 - ブロック塀の安全点検及び安全性の確保の必要性についてパンフレットの配布、ポスター及び市広報紙等により広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。
 - ブロック塀を設置している住民に対しては、点検を行うよう指導するとともに、実態調査に基づき、危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。また、ブロック塀等撤去補助制度の周知をするなど、ブロック塀改修の推進に努める。
 - 地域のまちづくりである地区計画を定める場合、垣又は柵の構造は生け垣又は透視可能なフェンスとするよう努める。
-

(2) 落下物等対策

-
- 窓ガラス、外壁タイル、看板等落下物の安全性確保の周知徹底
適宜、落下物等による被害を未然に防ぐための啓発を行い、安全性確保の周知徹底を行う。
 - 屋外広告物等の規制
屋外広告物法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。
-

(3) 自動販売機の転倒防止

自動販売機の設置及び転倒防止については、日本工業規格（「自動販売機据付基準」（JIS B 8562-1996））で定められているほか、業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」も作成されている。

県では、これら基準を参考に自動販売機の転倒防止に係る実態調査を行い、自動販売機のメーカー、飲料メーカー及びたばこ等の関係団体に対して、必要に応じて改善の要請を行っている。

(4) エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められる事故が問題となっている。エレベーターには建築基準法による報告が義務付けられており定期検査及び定期報告の機会を捉え、所有者に対しいエレベーターの閉じ込め防止対策を講ずるよう県と連携し指導するものとする。

(5) 天井の落下防止対策

東日本大震災では、建築物の天井の落下、特に大きなホールにおける天井の落下による被害が多数発生したことから、市は、国及び県並びに関係機関の今後の動向を踏まえ、振れ止めの設置や天井と壁とのクリアランスの確保等による天井材等の非構造部材の脱落防止のため、市有施設については必要な対策を検討するとともに、民間施設については必要な対策を講ずるよう県と連携し指導するものとする。

2.5 ライフライン施設の安全対策

【企業経営課、水道工務課、下水道工務課、環境衛生課、東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部、埼玉ガス(株)】

電力、電話、ガス、上下水道、廃棄物処理施設等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、災害発生後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要で有効である。

このため、施設ごとに安全性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施するとともに、被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備することにより、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていく。

また、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

(1) 電力施設の安全対策

【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】

事業者に対して安全性の向上を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。詳しくは「埼玉県地域防災計画 第6編 第9節 電力施設応急対策計画」を参照する。

① 電力施設の現況

各電力施設については、次に従って施設の設計、建築、設置を行っている。

○変電設備

最近の耐震設計では、地表面加速度 0.3G を設計地震力とし、必要に応じ地盤・基礎及び設備の応答特性を考慮している。

○架空線

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

○地中線

油槽台設計については、鉄構設計基準により耐震設計を行っている。

○配電設備

地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、通産省令の電気設備技術基準により設計する。

② 事業計画

全体計画及び実施計画は「電力施設の現況」に準拠して実施するよう努める。

(2) 電気通信設備の安全対策

【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

事業者に対して安全性の向上を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。なお、事業者の災害対策は次のとおりである。

① 計画の方針

電気通信事業者は、災害時においても重要通信の確保ができるよう平常時から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

② 通信確保のための諸施策

災害が発生した場合、通信を確保するため、次により通信網の整備を行っている。

-
- 公共機関等の重要通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。
 - 通信が途絶する場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるよう、特設公衆電話を設置する。
 - 指定の避難所等へ一般公衆通信として使用する特設公衆電話を設置する。
 - 災害による孤立地帯対策として移動無線車及び可搬型無線機等を主要地域に配する。
 - 架空ケーブルは災害時における二次的災害（火災等）を考慮し主要なケーブルについては、地中化を推進する。
 - 主要箇所について耐震、耐火性の強い施設へのケーブル収容を推進する。
 - 171（災害用伝言ダイヤル）・災害用伝言版及びweb171（災害用伝言）のPRに努める。
 - 交換設備、電力設備及びその他、所内設備の倒壊を防止するために支持金物等で補強する。
 - 通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。
 - その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。
 - 衛星携帯電話等の市町村役場等への貸出しによる通信確保の準備。
 - 商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家用発電機等を常備しているが、さらに移動電源設備、増強を行っている。
 - 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取り替えを進める。
 - 平素から災害復旧用資材を確保しておく。
-

③ 防災訓練等

災害予防及び災害応急対策を円滑迅速に実施するため、平常時から災害対策施策をすすめるとともに、行政防災会議等が行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、協力する。

(3) 都市ガス施設の安全対策

【埼玉ガス(株)】

ガスによる二次災害の発生を防ぎ、ガスの安全な供給を確保することを目的として、予防対策を実施する。

① 予防計画

ガス施設の安全性の強化及び被害の軽減のための諸施設を整備するとともに、次の事項を実施することにより災害防止に努める。

○導網管ブロックの形成

- ・即時供給停止ブロック

大規模災害供給停止措置のための即時供給停止ブロックを形成する。埼玉ガス(株)の場合、全域を1ブロックとして即時供給停止ブロックを形成する。

- ・緊急措置ブロック

災害時の復旧のための緊急措置ブロックを形成する。埼玉ガス(株)の場合、全域を1ブロックとして緊急措置ブロックを形成する。また、中小規模災害時の対応及び大規模災害の復旧の対応のために中・小ブロックを形成する。

○地震計の設置

地震の強さを知り緊急時の判断資料とするため地震計を設置する。

○安全性の向上

ガス供給施設の災害に対する安全性の向上を図る。

○広報

災害時におけるガスについての注意事項、協力をお願い、マイコンメーターの機能や復帰方法等についてチラシ、パンフレット、ガス展等を利用してPRに努める。

② 防災教育訓練計画

○各事業所は、ガス供給設備又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び災害など緊急時の非常措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。さらに、県及び消防本部等公共機関が実施する大規模な災害を想定した総合的な訓練計画に参加し、ガス施設に対する災害予防措置及び災害応急対策措置の訓練を行う。

○訓練は動員、出動、応援体制、設備の応急修理及び通信連絡等について定期的に実施する。

(4) 上水道施設

【企業経営課、水道工務課】

企業経営課、水道工務課は、市内の地盤状況を考慮して各水道施設の安全性の強化を推進していくことにより、災害による被害を最小限にとどめる。

① 整備目標

各水道施設を強化するために、整備目標期間を緊急度に応じて次のA、B、Cの3種に分けて行う。

-
- A できるかぎり早急に補強すべきもの
 - B おおむね5年以内を目途に整備補強すべきもの
 - C 計画的に整備補強を進めるもの
-

② 耐震診断

震災時の給水確保を優先事項として水道施設の耐震診断を行う。

③ 安全強化策の実施

□安全化の優先順位

浄配水場施設、導・送・配水幹線など基幹施設の安全性強化を優先的にすすめる。また、部分的に被害を被っても断水等の影響を最小限にとどめること、復旧の容易さ、水道事業の実情等を配慮して施策の優先順位をきめる。

□システム全体の安定性の確保

基幹施設の二重化、相互連絡等のバックアップ機能の整備、配水ブロックの構築等によりシステム全体の安定性を強化する。

□その他の耐震強化策

各地域の地盤の状況等を考慮して次のような安全強化策を進めていく。

- ・老朽化した硬質塩化ビニール管等を耐震管への変更
- ・溶接化等配水管の取替
- ・施設の安全強化計画（施設整備計画）の樹立

④ 液状化の対策

地震が発生した場合、河川沿いの低地の広い範囲で液状化の危険性が高いと予測されるため、管路に耐震化の整備とともに液状化の対策を講じる。

⑤ 管理図面、台帳等の分散管理

庁舎の損壊、消失等を考慮して、管理図面、台帳は複製を作成し分散保管する。

⑥ 応援体制

非常時の応援体制（日本水道協会）や相互連絡管路の運用方法、消防水利の問題などについて関係機関、近隣自治体と事前調整を行う。

応急復旧の実施に備えて、復旧要員、資材、重機等の確保や応援について市、資機材メーカー、施工業者等の間で協定の締結に努める。

(5) 下水道等施設

【下水道工務課】

施設の安全化は、継続的に実施していくものであるが、被災を完全に防ぐことは難しい。処理場・幹線管渠の機能を確保し、公衆衛生と公共用水域の保全を図らなければならない。

① 施設の安全化の推進

下水道施設のシステムとしての耐震化を効果的・効率的に進めるため当面の対策を短期的及び長期的にわけて進めることが必要である。

□短期的計画

- 各種施設基準に適合した施設の新設及び更新を進める。
- 市浄化センターに自家用発電機を設置する。
- 上水断水時におけるポンプ稼働のための水を確保するため、必要に応じて再生水製造装置の設置を進める。また、新設及び更新するポンプは無注水ポンプとする。
- 処理水を活用し、雑用水や防火用水としての活用を図る。
- 構造等の変化点における配管類の継ぎ手は可とう性及び伸縮性を有するものを使用する。
- 液状化が想定される地質における、処理場・ポンプ場の増設工事は、液状化対策を講じる。
- 軟弱地盤箇所における管渠の埋め戻し材料は、沈下対策に加え液状化も考慮する。
- 既設の吐け口・伏越し区間は、側方流動が予想されるので安全性を確認し、必要があれば偏土圧対策を講じる。
- 新設の管渠工事における人孔と管渠の接合箇所は可とう継ぎ手を考慮する。
- 長距離圧送区間はバイパス等の対策を講じる。
- 電気機器には振れ止め、移動防止、転倒防止の対策を講じる。

- 重要な幹線管渠に対し、管更生及び耐震化を進める
 - マンホールトイレについて検討する。
-

□長期計画

- 単独公共下水道はネットワーク化など、機能確保のためのシステムとしての対策は難しい。このため流域下水道、単独公共下水道が管理者にとらわれず、一体となった機能確保システム対策の検討が必要である。
 - 光ファイバー敷設による情報通信網の向上を図る。
-

② 耐震診断

新耐震基準に適合しない施設を中心に、耐震診断を実施するとともに計画的に耐震補強工事を行う。

③ 資機材等の備蓄

災害発生時における応急活動を円滑に行うため、防災用の応急資機材等の備蓄を図る。応急資機材等は、想定される被害の内容を考慮し、平常時より備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

④ 下水道台帳の整備

下水道台帳は、平常時の維持管理における技術的基礎資料であり、災害時には被害状況の調査及び復旧の作業を円滑に進め下水道の機能を速やかに確保する上で重要な資料である。このため大規模な災害に備え、台帳の分散保管や他の公共団体等の支援がスムーズに受け入れられるよう、様式の標準化等を行う。

(6) 廃棄物処理施設

【環境衛生課】

□予防対策

- 施設の耐震化、不燃堅牢化を図る。
 - 施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。
 - 処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保すること。
-

2.6 危険物等関連施設等の安全対策

【消防本部、県】

火災防止対策及び被害を最小限にとどめるために、危険物等の取扱施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図るとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導を徹底するほか、消防本部及び関係機関等は、施設の立入検査徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等関連施設の安全確保を推進するとともに、施設全体の安全性能の向上を図る。

(1) 消防法に定める危険物の保安対策

危険物等関連施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されているため、この規制に基づき、事業所に対する指導を徹底する。

① 施設の保全及び安全化

危険物等関連施設の管理者は、危険物等関連施設等の位置、構造及び設備が、消防法の規定（消防法第12条及び第14条の3の2）による技術上の基準に適合した状態を維持し、危険物等関連施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努める。

② 改善・指導

一定規模以下のタンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準に基づき指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正、及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

③ 立入検査の実施

危険物等関連施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて、立入検査の実施を推進するほか、施設管理者に対し、災害対策計画の確立や同計画に基づき、指導を行う。

④ 自主防災体制の確立

危険物等関連施設の管理者に対して、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制を整備するよう指導する。

⑤ 危険物運搬車両の安全化

石油類の輸送は、タンクローリー、運搬車両などにより行われるが、石油類を輸送する場合、走行中については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、応急措置に必要な資材及び危険物取扱者免状等の携帯義務について、定期的に検査を実施している。

今後も、違法輸送等の取締りを強化するとともに、走行中や常置場所において立入検査等を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図り、保安意識の高揚に努める。

⑥ 危険物取扱者制度の効果的な運用

ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

イ 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

ウ 法定講習会等の保安教育を徹底する。

(2) 高圧ガス施設の保安対策

高圧ガス設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

① 県危機管理防災部化学保安課による対応

-
- 高圧ガス製造事業所に対する立入検査、保安検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。
 - 販売事業所に対する立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。
 - 防災関係機関と定期的な連絡会議を行い、指導、取締方針の統一、情報交換を行い防災対策に万全を期す。
-

② 消防本部による対応

-
- 施設の実態を把握し、防災対策について研究する。また教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。
 - 立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。
 - 火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料を収集し防災対策を樹立する。
 - LPGガスを使用している一般家庭に対し、容器の転倒防止措置等保安管理について認識を高めるための普及啓発活動を行う。
-

(3) 毒物劇物施設の保安対策

県及び事業者に対して予防対策を図るよう要請するとともに、必要に応じてその対策に協力していく。

① 消防本部による対応

-
- 貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究する。
 - 防火管理者等に消防計画の整備を指導する。
-

② 熊谷保健所による対応

-
- 毒物劇物営業者、業務上取扱者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。
 - 取扱責任者に対し、毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、保健所、警察署又は消防機関に届出させるとともに、危害防止のための応急措置が講ずるよう指導する。
 - 業務上取扱者等に対する立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を行う。
 - 毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態を特に重点的に指導する。
 - 薬局等に対し、可燃性薬品、毒物劇物の保管設備について、耐震性を考慮した防災上適切な措置を講ずるよう指導する。
-

(4) 火薬類の保安対策

市には火薬類の倉庫が1か所あるため、消防本部及び県（危機管理防災部）は施設の責任者に対して以下の予防対策の実施を指導する。

-
- 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い災害を防止し、公共の安全の確保を図る。
 - 県は経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を行うほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。
 - 県は埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。
-

第3 防災拠点の整備

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、防災拠点に必要な機能が集約されていることが重要である。

このため、市は防災拠点を整備するとともに、それら拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。また、災害時には、家屋の倒壊、消失、ライフラインの途絶等被害を被った被災者及び延焼火災の拡大等、住民の避難を要する場合が多く出現すると予想されるが、これら住民の迅速かつ安全な避難を可能とするために、平常時から避難に必要な体制の整備を図るものとする。

防災拠点の整備は次の施策により推進する。

施策3.1 防災拠点のネットワーク化

- 方策(1) 防災拠点の区分
- 方策(2) 防災中枢拠点の設定
- 方策(3) 防災ブロック、防災地区拠点の設定

施策3.2 防災拠点施設の整備

3.1 防災拠点のネットワーク化

【総務防災課】

防災拠点は、災害が発生した場合には、市の防災活動の拠点として災害情報の収集伝達を行うことはもとより、市民の避難所、負傷者の救護場所としての役割を持つ。

これらの防災拠点は、地域の社会特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通利便性等）や想定される被害特性を基に、市全体から見て適切な配置となるように、計画的に整備する必要がある。

また、災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

このため、市は、災害時の応急復旧対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、以下に示す防災拠点のネットワーク化を推進する。

(1) 防災拠点の区分

防災拠点を防災中枢拠点、防災地区拠点、避難所（屋内）と避難場所（屋外）に区分し、各防災拠点間の連携を図るようにする。

(2) 防災中枢拠点の設定

市役所を防災中枢拠点と位置づけ、市の統括的防災活動を担う。

このため、市役所の拠点機能を強化するとともに、防災関係機関との連携により、全市的な防災の中枢となる拠点の形成を行う。

(3) 防災ブロック、防災地区拠点の設定

市を4地区13ブロックに分け、ブロックごとに応急復旧対策の拠点となる防災拠点を設置し、防災中枢拠点の機能のバックアップを可能にする。特に川本地区は、荒川により南北に分断されるため2ブロックに区分した。

また、ブロックごとにブロック内の避難所を統括する拠点避難所を設けた。

《防災ブロック区分と町丁目及び自治会》

地区	防災ブロック	町丁目	自治会
深谷	深谷	深谷、深谷町、仲町、本住町、稲荷町1丁目、稲荷町2丁目、稲荷町3丁目、稲荷町北、田所町、天神町、西島、西島町1丁目、西島町2丁目、西島町3丁目、西島4丁目、西島5丁目、緑ヶ丘、田谷、東大沼、栄町、西大沼、曲田、伊勢方、寿町	稲荷町、天神町、本住町、仲町、本町、相生町、田所町、西島町、緑ヶ丘、田谷、東大沼、栄町、寿町、西大沼、錦町、伊勢方
	藤沢	人見、柏合、榎合、櫛引、大谷、境、折之口	人見第1、人見第2、人見第3、人見第4、柏合東部、柏合西部、榎合東部、榎合西部、櫛引東部、櫛引中部、櫛引西部、大谷第1、大谷第2、大谷第3、大谷第4、境西部、境東部、上折之口、中折之口、下折之口
	幡羅	東方（一部）、原郷、常盤町、国済寺、東方町1丁目、東方町2丁目、東方町3丁目、東方町4丁目、東方町5丁目、国済寺町、幡羅町1丁目、本田ヶ谷	東方西部、東方北部、上宿、中宿、下宿、横町、南下郷、北下郷、竈原、下原、幡羅町、本田ヶ谷、原郷東部、原郷北部、原郷中部、原郷西部第1、原郷西部第2、幸町、常盤町東部、常盤町西部、国済寺東部、国済寺西部
	明戸	明戸、宮ヶ谷戸、上増田、蓮沼、藤野木、堀米、江原、石塚、沼尻、新井、前小屋	明戸西部、明戸東部、宮ヶ谷戸、上増田西部、上増田東部、蓮沼、堀米、江原西部、江原東部、石塚、沼尻、新井西部、新井東部、旭町、前小屋
	大寄	上敷免、高畑、内ヶ島、矢島、大塚島、起会、谷之、戸森	上敷免、高畑、内ヶ島、矢島、大塚島、起会、谷之、戸森
	八基	血洗島、南阿賀野、北阿賀野、横瀬、町田、上手計、下手計、大塚	血洗島、南阿賀野、北阿賀野、横瀬本村、横瀬新田、町田、上手計、川端、壁ヶ谷戸、宿、下手計明戸、下手計新田、大塚
	豊里	新戒、高島、成塚、中瀬	前川原、延命地、川岸、上中瀬、原、伊勢島、向島、上新戒、中新戒、下新戒、上高島、下高島、成塚
	上柴	上柴町東1丁目、上柴町東2丁目、上柴町東3丁目、上柴町東4丁目、上柴町東5丁目、上柴町東6丁目、上柴町東7丁目、上柴町西1丁目、上柴町西2丁目、上柴町西3丁目、上柴町西4丁目、上柴町西5丁目、上柴町西6丁目、上柴町西7丁目、秋元町、東方（一部）、上野台（一部）	上柴町西1丁目、上柴町西2丁目、上柴町西3丁目、上柴町西4丁目、上柴町西5丁目、上柴町西6丁目、上柴町西7丁目、上柴町東1丁目、上柴町東2丁目、上柴町東3丁目、上柴町東4丁目、上柴町東5丁目、上柴町東6丁目、上柴町東7丁目、小台、秋元町、下原前、南下原、BW上柴
	南	萱場、見晴町、宿根、上野台（一部）、桜ヶ丘	見晴町、萱場、宿根、中通り、大台東、大台西、鼠、台坂、台天白、八幡台、桜ヶ丘第1、桜ヶ丘第2、泉台
岡部	岡部	岡、普済寺、岡部、岡里、榛沢、後榛沢、山崎、榛沢新田、沓掛、西田、本郷、今泉、針ヶ谷、山河、櫛挽、岡1丁目、岡2丁目	当後、岡上、岡下、岡新田、普済寺、岡部、南岡、岡里、榛沢、後榛沢、山崎、榛沢新田、沓掛、西田、本郷、今泉、針ヶ谷、山河、櫛挽
川本	川本北	上原、田中、長在家、菅沼、瀬山、川本明戸、武川	上原、田中第1、田中南、田中北、武川駅前、長在家西、長在家東、菅沼、瀬山、明戸、瀬山団地
	川本南	本田、畠山、白草台	本田第1、本田第2、本田中央、本田第4、本田第5、本田第6、畠山五所、畠山中央、畠山上郷、春日丘
花園	花園	武蔵野、小前田、荒川、黒田、永田、北根、緑台	武蔵野上郷、武蔵野上宿、武蔵野中宿、武蔵野下宿、武蔵野新田、武蔵野上の原、武蔵野流、武蔵野東林上、武蔵野東林下、武蔵野下郷、小前田上、小前田中、小前田下、小前田中央、小前田北、小前田西之皆戸、荒川、黒田、永田、北根

注) 川本地区は荒川を境に南北2区分した。

出典) 市民課、自治振興課

《防災拠点のネットワーク》



3.2 防災拠点施設の整備

【総務防災課、関係各課】

災害時の応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点に応急対策に必要となる機能ができる限り集約されていることが重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。

特に大規模災害が発生した際には、電力施設等が被災して長期的な停電が発生する可能性があることから、自家発電施設については、整備と機能の充実を図るものとする。また、各防災拠点施設（避難所、広域避難場所等）については、災害時に安定した機能を発揮できるよう、平時において施設の機能維持（老朽化部分の補強、長寿命化など）を図る。

市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、本部と連携し各地区の防災地区拠点、長期の避難生活に耐えられる避難拠点や物資拠点等を以下に示す。

<<深谷市の各種防災拠点>>

拠点区分	活動拠点の役割	施設名等
防災中枢拠点	・災害対策本部拠点として各地区拠点への指示 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整	災害対策本部は、市役所本庁に設置する。 ただし、市役所本庁が被災した場合は、深谷市消防本部に設置する。
防災地区拠点	・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・食料等の備蓄	防災拠点は以下のとおり。 ・深谷ブロック：深谷公民館 ・藤沢ブロック：藤沢公民館 ・幡羅ブロック：幡羅公民館 ・明戸ブロック：明戸公民館 ・大寄ブロック：大寄公民館 ・八基ブロック：八基公民館 ・豊里ブロック：豊里公民館 ・上柴ブロック：上柴公民館 ・南ブロック：南公民館 ・岡部ブロック：岡部公民館 ・川本北、南ブロック：川本公民館 ・花園ブロック：花園公民館
地区拠点避難所	・各地区の避難所との連携	拠点避難所は以下のとおり。 ・深谷ブロック：深谷公民館体育室 ・藤沢ブロック：藤沢公民館体育室 ・幡羅ブロック：幡羅公民館体育室 ・明戸ブロック：明戸公民館体育室 ・大寄ブロック：大寄公民館体育室 ・八基ブロック：八基公民館体育室 ・豊里ブロック：豊里公民館体育室 ・上柴ブロック：上柴公民館体育室 ・南ブロック：南公民館体育室 ・岡部ブロック：岡部公民館体育室 ・川本北ブロック：川本公民館 ・川本南ブロック：川本南小体育館 ・花園ブロック：花園公民館体育室
消防活動拠点	・火災の消火活動、傷病者の救急、救護活動	深谷市消防本部
自衛隊活動拠点	・自衛隊の活動拠点、臨時ヘリポート基地	深谷市浄化センター
避難拠点	・長期避難施設として飲料水、食料等の配給の拠点	○避難所：61 か所 ※参照：資料編 I「資料4-1 避難所一覧」 ○避難場所：192 か所 ※参照：資料編 I「資料4-2 避難場所一覧」 ○広域避難場所：1 か所 ※参照：資料編 I「資料4-3 広域避難場所一覧」
防災備蓄倉庫	・非常用物資の備蓄 ・避難所への物資の供給拠点	○防災備蓄倉庫：19 か所
医療拠点	・傷病人に対する医療拠点	<救急告示病院> ○深谷赤十字病院 ○深谷中央病院 ○医療法人社団優慈会佐々木病院 ○皆成病院

第4 安全避難の確保

風水害による家屋の浸水、地震時による建物の倒壊や同時多発的火災の発生と延焼の拡大等により、住民の避難を要する地域が数多く発生する可能性がある。こうした危険地域の住民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止するほか、倒壊・焼失等により住居を失った被災者を一時収容、保護するため、住民の安全な避難活動の実施に向けて適切な計画を樹立する。

また、市は、避難場所、避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。

- 避難場所や避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在
- 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
- 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、市指定の避難所・避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への移動を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努める。

安全避難の環境整備を推進するために必要な施策を以下に定める。

施策4.1 避難計画の策定

- 方策(1) 避難計画の策定
- 方策(2) 風水害時の避難計画の策定
- 方策(3) 個別避難計画の作成
- 方策(4) 避難確保計画の策定
- 方策(5) 避難所運営マニュアルの整備
- 方策(6) 重要施設の避難計画
- 方策(7) 学校等の避難計画

施策4.2 避難拠点の整備

- 方策(1) 避難所の整備
- 方策(2) 福祉避難所の指定
- 方策(3) 避難場所の整備
- 方策(4) 市民による空き地等の把握
- 方策(5) 広域避難場所の整備
- 方策(6) 県有施設の活用
- 方策(7) 隣接市町の避難所の利用

施策4.3 避難路の整備

- 方策(1) 避難路の指定
- 方策(2) 避難所標識の整備
- 方策(3) 避難路の整備
- 方策(4) 誘導体制の確立

施策4.4 遠方からの避難者の受入れ

4.1 避難計画の策定

【総務防災課、福祉健康部、教育委員会】

安全な避難活動を円滑に実施するために、あらかじめ以下に示す避難に関連する計画を策定する。

(1) 避難計画の策定

市は、避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて避難組織の確立に努める。

また、緊急時に際し、危険区域内にある市民を安全区域に避難させるため、その事態に即応して迅速かつ的確な避難措置を講じ、人命被害の軽減と避難者の援護を図るものとする。

なお、避難の実施に当たっては、徒歩避難を原則とするが、要配慮者の避難等、状況に応じて車両避難についても検討する。

① 実施責任者

避難指示及び避難所の開設は、災対法第60条の規定に基づき市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行うが、その職権の一部を委任された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

《避難に係る実施責任者》

区分	実施責任者	根拠法令	適用災害
避難指示	市長	災対法第60条	災害全般
	警察官	災対法第61条及び 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
	知事、その命を受けた県職員、 水防管理者	水防法第29条	洪水・地すべり

② 避難の伝達方法

危険地域の住民に対する命令等の伝達は、防災行政無線(同報系)のほかサイレン、警鐘、広報車、エリアメール等を利用して迅速的確に行う。

なお、伝達の際は、できるだけ民心を恐怖におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告するものとする。

□避難指示の際の明示事項

- | | | |
|----------|----------|-------|
| ○避難の対象地域 | ○避難指示の理由 | ○避難経路 |
| ○避難先 | ○その他必要事項 | |

③ 避難の方法

避難は、市民が「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的に行動することを基本とする。

ただし、自力による避難が困難な場合や混乱が予想される場合等には、その状況に応じて市、警察、消防機関等により誘導を行う。

また、避難の実施に当たっては、徒歩避難を原則とするが、要配慮者の避難等、状況に応じて車両避難についても検討する。

(2) 風水害時の避難計画の策定

(1)の項目に加えて、風水害時には以下についても留意する。

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとするとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

① 洪水等に対する住民の警戒避難体制

市は、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

② 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

市は、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

③ 局地短時間豪雨

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

(3) 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実状を踏まえつつ、本計画に基づき、市関係各課、福祉専門職、(福)深谷市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

なお、市では、これまで避難支援プランとして作成してきたものを、必要事項を追記することで位置づけることとする。

(4) 避難確保計画の策定

市における洪水浸水想定区域内にある主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対しては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある（水防法15条関連）。

そのため、市は、洪水浸水想定区域内にある要配慮者関連施設に対して高齢者等避難等の避難情報をFAX等により伝達するものとする。

※参照：資料編 I 「資料3-2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」

(5) 避難所運営マニュアルの整備

円滑に避難所の運営ができるように、あらかじめ避難所の開設、運営、閉鎖等、管理運営上に関して定めたマニュアルを整備し、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に夏季には熱中症の危険性が高めるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

なお、避難所における職員の配備についても、事前決定に努めるものとする。

(6) 重要施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

-
- 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における、収容施設の確保、移送の実施方法等を留意する。
 - 高齢者、障害者及び児童施設においては、それぞれの施設の地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等を留意する。
 - 不特定多数の人々が出入りする都市施設では、周辺環境や状況に応じて避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等を留意する。
 - 工場、危険物保有施設においては、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携等を留意する。
-

(7) 学校等の避難計画

学校等における避難は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難を実施し、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

4.2 避難拠点の整備

【総務防災課、障害福祉課、長寿福祉課、農業振興課、公園緑地課、教育施設課、生涯学習スポーツ振興課、文化振興課】

避難所は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失ったり、集中豪雨等により河川氾濫の危険性や、延焼火災等により危険性の迫った地域の住民が、安全を確保する場所として、また、洪水による浸水被害や土砂災害による家屋の倒壊等により生活の場を失った被災者の避難生活の場として欠かすことのできないものである。

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、避難者が避難所生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から、避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

さらに、平常時には市民の防災及び地域コミュニティの活動場所として、災害時には被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として整備を図る必要がある。

なお、避難場所と避難所は相互に兼ねることができるが、避難場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

※参考『避難所とは』

災害により生活の場を失ったり、災害による危険性の迫った地域の住民が安全な避難活動を行うための施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための地域拠点ともなるものをいう。避難所の指定基準はおおむね次のとおりとする。

(避難所の指定基準)

- ・原則として、自治会又は学区を単位として指定すること。
- ・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
- ・建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC 板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
- ・余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ・発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ・環境衛生上、問題のないこと。

注) 浸水する可能性のある場所は水害時には避難所としないことを基本とし、そのことを平常時から住民に周知する。

注) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

※参考『避難場所とは』

発災時に避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して身の安全を確保し、状況の確認、集団を形成する場所である。

(避難場所の指定基準)

地震以外の災害を対象とする避難場所：次の a～c の条件を満たすこと

地震を対象とする避難場所：次の a～e の全ての条件を満たすこと

- a) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
- b) 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
- c) 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること
- d) 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
- e) 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること

※参考『広域避難場所とは』

主に震災時に大規模延焼火災が発生した場合に火の手から身を守るために避難する場所である。

(1) 避難所の整備

避難所については、避難した市民等に対し、災害情報や安否確認等の情報発信の場としても重要となることから、避難所の情報発信の場としての整備を推進する。

※参照：資料編 I 「資料4-1 避難所一覧」

＜避難所における生活環境の確保＞

- 避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。
- 避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
- また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- 避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、関係部局で連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

＜震 災＞

震災時に使用できる避難所の収容可能人数は77,722人と推計される。

市に最も大きな被害をもたらすと予想されている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合の避難者数の最大値は、地震発生から1日後で13,155人、1週間後で19,779人、1か月後で28,386人と予測されており、予測される避難者全員を避難所へ収容することが可能である。

＜風水害＞

風水害時は、避難所のうち洪水浸水想定区域外の避難所のみを開設するものとする。

洪水浸水想定区域内の避難所は、避難後の孤立や避難者の車両の水没などの問題が生じるため、2階、3階等まで浸水が到達しない施設であっても使用しない。

なお、洪水浸水想定区域内に含まれる人口は42,754人、洪水浸水想定区域外の避難所に収容できる人数は43,486人と推計されており、浸水人口全員の収容が可能である。

ただし、地区別でみると、利根川氾濫の場合、深谷、大寄、八基、豊里地区が、小山川流域での氾濫の場合、深谷、幡羅、明戸、大寄、八基、豊里地区が、烏川・神流川氾濫の場合、八基、豊里地区が、福川氾濫の場合、深谷、大寄地区が、浸水人口全員を地区内の避難所で収容できないため、周辺地区も含めた避難所への収容を検討する必要がある。

(2) 福祉避難所の指定

市は、避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として避難所を指定するよう努めるものとする。

- ① 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合

において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

- ② 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- ③ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(3) 避難場所の整備

避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所を、都市公園、学校の校庭（屋外運動場）等を利用して避難場所として指定する。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

市の避難場所の指定状況及び収容能力は、以下に示すとおりである。

市の避難場所全体（広域避難場所を含む）の収容能力は 330,487 人であり、市の人口 142,556 人（令和3年4月1日現在）に対して十分な収容能力がある。

なお、避難場所に指定されている都市公園については、今後、避難場所としての機能の充実を図る。

※参照：資料編 I「資料4-2 避難場所一覧」

(4) 市民による空き地等の把握

地震や火災発生時に一時的に退避するための場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めするために集合する場所で、神社仏閣、団地の広場や緑地等を活用し、市民が自主防災活動を通じて把握する。

□把握する空き地の目安

- 高齢者・子どもを含む全ての人にとって避難が容易な場所であること。
- 自主防災活動に適した広さの場所であること。
- 市民によく知られた地域に密着した場所であること。

(5) 広域避難場所の整備

火災の延焼等に対し一時的に避難し安全を確保するため、以下の基準に基づき広域避難場所を指定している。

※参照：資料編 I「資料4-3 広域避難場所一覧」

なお、広域避難場所の指定基準は以下のとおりである。

- 面積 10ha 以上とする。(面積 10ha 未満の公共空地でも、避難可能な空き地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積 10ha 以上となるものを含む)
- 避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 3 m²以上とする。
- 要避難地区の全ての住民を収容できるよう配慮する。
- 木造建築物の割合は、総面積の 2 %未満であり、かつ散在していなければならない。
- 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところとする。
- 純木造密集市街地から 270m以上、建ぺい率 5 %程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。
- 次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。
 - ・避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
 - ・避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
 - ・避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。

(6) 県有施設の活用

災害時に避難所として活用される可能性のある市内の県有施設の管理者等は、市が当該施設を災害時に迅速・円滑に避難所として管理・運営できるように、市と当該施設職員の応援体制、役割分担、通信連絡手段等について毎年度、協議をしておくものとする。

(7) 隣接市町の避難所の利用

本市は、熊谷市、寄居町、本庄市及び伊勢崎市と災害時における避難所の相互利用に関する協定を締結している。

そこで、市境周辺地域に住む住民が隣接市町への避難が望ましい場合、その逆の場合についても、それぞれの住民が円滑に避難できるように隣接市町との間で避難内容の確認等を行い、これを住民に周知する。

4.3 避難路の整備

【総務防災課、道路河川課、道路管理課】

安全な避難活動を実施するためには、避難所及び避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び誘導体制の確立等避難誘導体制の整備を図る必要がある。

(1) 避難路の指定

避難路は被災地から避難所を結ぶ道路であり次の基準により指定する。

□避難路の要件

- 避難路は、幅員 15m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道とする。
 - 避難路は、相互に交差しないものとする。
 - 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
 - 避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得る。
 - 避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。
-

(2) 避難所標識の整備

安全な避難を実施するため、避難所標識の整備を以下の事項に従って実施する。なお、避難所標識とともに避難路標識についても設置を推進する。

□案内標識の整備

設置済みの標識の維持管理を実施するとともに、必要に応じて英語等の併記にする等外国人へ配慮した整備に努める。

□誘導標識の整備

適切な誘導ができるように、必要に応じて英語等の併記にする等外国人へ配慮した整備に努める。

□一覧標識の整備

一覧標識を用いて、市民や来訪者等に対し市内の避難所を周知するため、駅前等を中心に、市の施設案内や観光案内等との併記等を考慮して作成する。

(3) 避難路の整備

要配慮者のスムーズな避難のため、避難路についてはバリアフリー化を推進する。

また、学校の通学路については、避難路とも重複することが予想されることから、日頃から危険箇所を把握し、安全確保に努める。

(4) 誘導体制の確立

避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な部分であり、避難指示を実施した場合には、市民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。

市は、避難者の安全を確保するため、消防、消防団、警察、自衛隊、あるいは自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して市民の避難誘導を行う。

□避難誘導の留意事項

○避難順位

災害の危険性の高い地域の居住者あるいは要配慮者を優先的に避難させるなど、避難順位をあらかじめ検討する。

○集団避難

避難は、できるだけ自治会等、地域ごとに集団で行う。

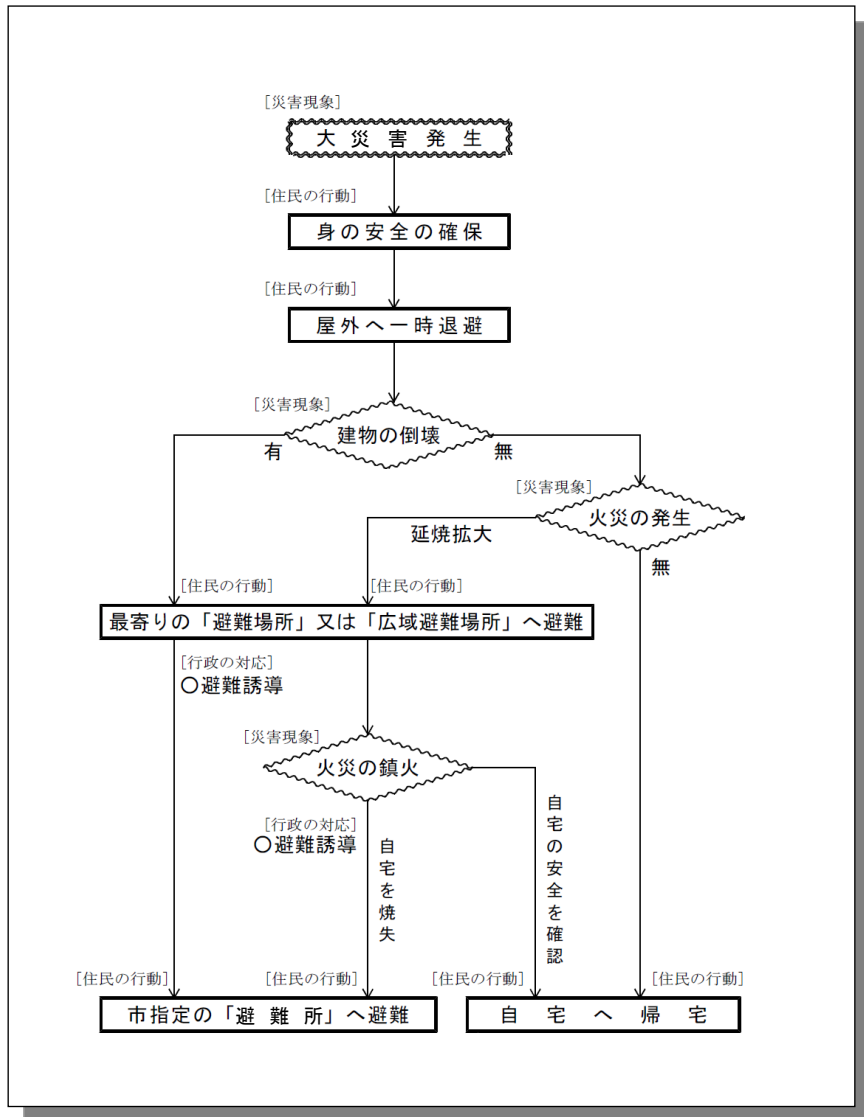
○誘導者の配置

集団避難時にあつては、誘導者が先頭と後尾につくこと。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すこと。

○避難行動要支援者の避難

避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、避難行動要支援者に対しては、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送すること。

《避難行動のフロー》



4.4 遠方からの避難者の受入れ

【総務防災課、福祉政策課】

県は、大規模災害時において、他都道府県知事から避難者の受入れについて要請があった場合は、県に避難してきた者を収容し保護するための県避難所を県有施設等の中から選定し、当該施設の所在する市町村と協議のうえ、確保するものとしている。

東日本大震災によって発生した福島第一原子力発電所の事故においては、市は避難所を開設して福島県の被災地から避難者を受け入れ、市内雇用促進住宅等の住宅のあっせんを行った。

市は、今後も、県又は被災地からの要請に応じて、遠方からの避難者の受入れを実施するものとする。

第5 文化財の災害予防

かけがえのない文化財を災害から保護するため、市は、国指定文化財、県指定及び市指定文化財について、消防法に基づく消防用設備等の設置を推進していくとともに、文化財の所有（管理）者に対しては、平常時においても、特に火災予防について十分な指導を図る。

また、建造物や史跡名勝天然記念物など屋外にある文化財については、特に自然災害による被害を受けやすいので、その予防に十分留意する。

施策5.1 文化財の災害予防

- 方策(1) 火災予防体制
- 方策(2) 防火施設の整備強化
- 方策(3) その他

施策5.2 文化財の現況把握

5.1 文化財の災害予防

【教育委員会】

文化財の防火対策を強化するため、次の事項について徹底を期すものとする。

(1) 火災予防体制

- ① 防火管理体制の整備
- ② 文化財に対する環境の整備
- ③ 火気使用の制限
- ④ 火気の厳重警戒と早期発見
- ⑤ 自衛消防と訓練の実施
- ⑥ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ① 自動火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- ② 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ③ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ① 文化財に対する防災思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- ② 所有者に対する教育
- ③ 管理保護についての助言と指導
- ④ 防災施設に対する助成

5.2 文化財の現況把握

【教育委員会】

市の文化財の指定状況については、資料編のとおりである。

※参照：資料編 I 「資料3-3 深谷市文化財一覧」

第6 水害予防計画

市においては、利根川や荒川をはじめとする一級河川の河川改修が進み大きな外水氾濫の危険性は低下したものの、市内には多くの中小河川が流れており、河川に沿って遊水機能を果たしていた田畑が宅地開発等による減少に伴い、台風や集中豪雨等によって内水氾濫が発生し大きな被害の発生が懸念される。

市はこのような水害の被害を最小限にとどめるため水害予防計画を策定する。

水害予防計画は以下の施策により推進する。

施策 6.1 流域総合治水計画

- 方策(1) 治水整備の推進
- 方策(2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置
- 方策(3) ハザードマップの住民への提供・周知
- 方策(4) 総合治水対策の推進
- 方策(5) 防災重点ため池ハザードマップの作成

施策 6.2 河川・下水道の整備

- 方策(1) 河川・水路の整備
- 方策(2) 下水道の整備

施策 6.3 地盤沈下対策

施策 6.4 土地利用の適正化

施策 6.5 水防用資機材の整備

6.1 流域総合治水計画

【総務防災課、道路河川課、下水道工務課、農業振興課】

治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

(1) 治水整備の推進

河川の改修、排水機場や雨水調節池の整備等による河川治水施設の整備、及び管渠、雨水調整池の整備等による下水道施設整備を推進する。

(2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

平成13年に水防法が改正され、国土交通大臣は、洪水予報を行う河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、利根川、荒川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、併せてその洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表した。

これら河川の氾濫による洪水浸水想定区域は、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を表示したものである。

また、平成17年5月の水防法の改正により、洪水浸水想定区域の指定があった場合、市防災会議は、本計画において、洪水浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

□定めておく事項

- 一 洪水予報等の伝達方法
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 災対法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 四 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（ただし、所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。）
 - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
-

市防災会議は、本計画に上記四に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、本計画にその名称・所在地を定められた上記四の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

□上記 四の施設の所有者又は管理者における実務義務又は努力義務

＜四のイ 地下街等＞

- ・単独又は共同で、国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市長への報告、公表（義務）。
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（義務）

＜四のロ 要配慮者利用施設＞

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市長への報告、公表（義務）
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施、市長への報告（義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）

＜四のハ 大規模工場等＞

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）
 - ・計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
 - ・自衛水防組織の設置（努力義務）
 - ・計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市長への報告（義務）
-

(3) ハザードマップの住民への提供・周知

市は、国土交通省令で定めるところにより、本計画において定められた、定めておく事項の一～五に掲げる事項を住民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

(4) 総合治水対策の推進

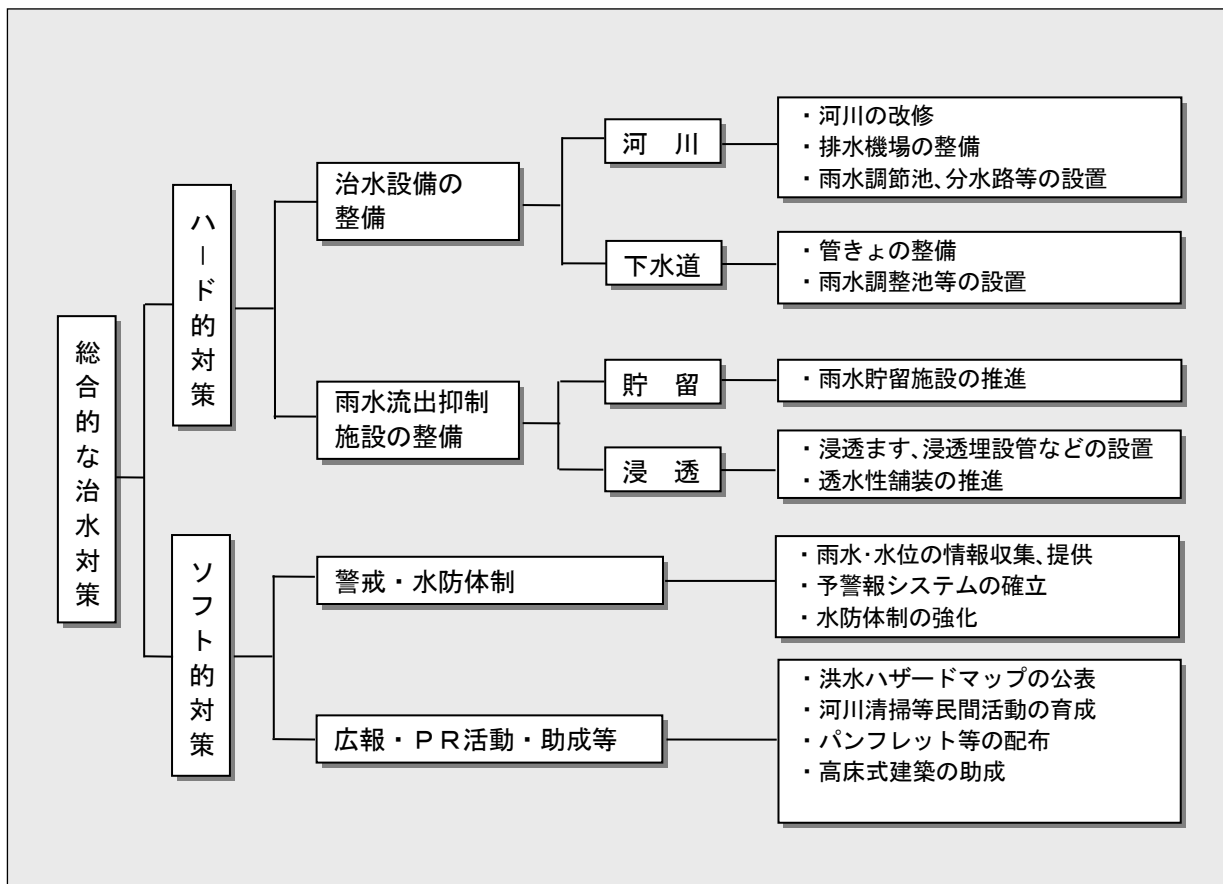
近年、流域における保水、遊水機能が低下した結果、多発している「都市型水害」や、降雨の範囲が非常に局所的な「集中豪雨」などへの対策が大きな課題となっている。

市の雨水排水施設は、深谷・岡部・川本地区では約57mm/時、花園地区では約54mm/時の雨量に耐えうる整備を行っているが、市内の浸水被害を軽減するため、雨水流出抑制施設などの充実を図る。

その方法として、公共施設などにおいては、貯留施設の設置に努めるとともに、一般住宅などにも浸透施設の普及に努めるものとする。

また、河川沿いの農地の遊水地としての機能を重視し、保全に努める。

《総合的な治水対策の概念》



(5) 防災重点ため池ハザードマップの作成

ため池は農業用水の水源である一方で、豪雨などによりため池が決壊した場合、大きな被害が発生することから、市民の生命・財産を守るため、ため池の防災対策が急務となっている。

このため、防災重点ため池のうち、対策が必要なため池については改修等を行うハード対策とハザードマップ作成配付等を行うソフト対策を効果的に組み合わせた防災対策を推進していく。

市及び県は、防災重点ため池のハザードマップの作成配付等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

6.2 河川・下水道の整備

【道路河川課、下水道工務課】

市域においては、流域の都市化の進展に伴い、内水氾濫の危険性が大きくなっていることから、今後ともより一層河川・下水道の治水施設の整備を促進する必要がある。

(1) 河川・水路の整備

市は、10本の一級河川（利根川、小山川、福川、唐沢川、清水川、備前渠川、志戸川、藤治川、荒川、吉野川）、9本の準用河川（伊勢方川、深谷横瀬川、戸田川、上唐沢川、西川、岡部川、本郷排水路、高田堀川、橋屋川）及び4本の普通河川（谷田堀川、大堀川、押切川、前の川）を抱える。

市は、準用河川及び普通河川の改修を計画的に進めるとともに、一級河川については、改修の促進を関係機関に要望する。

(2) 下水道の整備

下水道管渠を計画的に点検、清掃することにより、機能確保と損傷の修繕を効率的に実施し、施設寿命の向上を図る。

6.3 地盤沈下対策

【環境課】

広域的な地盤高の低下をもたらす地盤沈下は、水害の被害を増大させ、また、地盤沈下による建築物、土木構造物の耐久性を低下させる可能性があるため、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行の停止を図る必要がある。

そのため、県は、地下水位をリアルタイムで監視するテレメータシステムを平成14年に導入し、渇水時など地下水位が低下した際に、地下水汲み上げ量の抑制等を要請する「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」を定めている。

なお、市においては、「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」で定める対象地域ではなく、地盤沈下の影響も発生していない。

また、法律及び県生活環境保全条例による地下水の採取規制は、おおむねJR八高線以東の56市町の地域で井戸（揚水設備）の揚水機の吐出口の断面積21㎤を限度として許可若しくは届出により規制している。工業用水法では、工業用地下水の採取を規制し、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）では、冷暖房設備、水洗トイレ、洗車設備、一定規模以上の公衆浴場の用に供される地下水の採取を規制している。県生活環境保全条例では、工業用及び建築物用地下水の採取を規制しており、工業用については、水使用の合理化指導により、その揚水量の削減に努めている。市は、県生活環境保全条例による地下水の採取を規制する地域の第二種指定地域に該当する。

6.4 土地利用の適正化

【都市計画課】

河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。

6.5 水防用資機材の整備

【総務防災課、道路河川課】

市は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努めるものとする。

第7 雪害に強い都市環境の整備

雪害による被害を最小限にするために、防災活動の拠点となる施設や多数の市民が利用する施設について、雪害に対する安全性の確保に努めることにより、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

施策 7.1 都市施設の安全対策

- 方策(1) 施設の安全確保
- 方策(2) 新設施設等の耐雪構造化
- 方策(3) 老朽施設の点検及び補修

施策 7.2 ライフライン施設の雪害予防

施策 7.3 道路機能の確保

- 方策(1) 除雪の基本方針
- 方策(2) 関係機関との連携
- 方策(3) 道路管理者の情報収集
- 方策(4) 除雪の取組

施策 7.4 農業被害に対する雪害予防

7.1 都市施設の安全対策

【関係各課】

防災上重要となる公共建築物、ライフライン施設等の都市施設は、日常の市民生活において重要であるだけでなく、災害時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。

このため市及び関係機関は、発災後直ちにこれらの施設の機能回復を図るとともに、事前の予防措置として、施設ごとに被害軽減のための施策を実施する。

(1) 施設の安全確保

市は、防災活動の拠点施設、不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

(2) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

(3) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降雪積雪前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

7.2 ライフライン施設の雪害予防

【水道工務課、下水道工務課】

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化、凍結防止について計画的に整備する。

また、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図る。

7.3 道路機能の確保

【道路管理課、総務防災課】

道路及び橋梁等の公共施設は、市民の日常生活及び社会活動、経済活動に欠くことのできないものであると同時に、災害発生時には応急対策、災害復旧の根幹となるべきものである。

したがって、道路機能の確保及び被害軽減のため、諸施策を実施していく。

(1) 除雪の基本方針

道路機能を確保するため、除雪は、市民協働のもと、国、県などの関係機関と連携し、災害対応における拠点施設及び病院などの市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために、広域幹線道路の確保を最優先に取り組む。

特に、集中的な大雪に対しては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

(2) 関係機関との連携

国、県などの関係機関や、除雪等に資する資機材を保有する民間事業者と連携・協力し、効率的な除雪を行う。また、関係職員の派遣等、情報が共有化できる体制を整える。

(3) 道路管理者の情報収集

道路管理者は雪害に係る情報を収集し、体制移行や除雪場所、避難の決断のため、本部事務局との情報共有を密に行う。

(4) 除雪の取組

道路の除雪については、道路管理者が実施する。また、職員による除雪は、緊急性等を判断したうえで、公共施設、歩道等について行う。

本部長が必要と認めた場合に雪仮置場を設置する。設置場所については、関係部署と協議のうえ、決定する。

7.4 農業被害に対する雪害予防

【農業振興課】

市で降雪、積雪があった場合、農業被害が発生することが想定される。

市は、雪害による農作物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするために、県、農業団体等と連携し、農業用施設の耐雪化や、被害防止に関する指導等、農業被害の軽減対策を推進する。

第8 竜巻・突風等への対策

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

施策 8.1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

- 方策(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進
- 方策(2) 竜巻注意報等気象情報の普及

施策 8.2 被害予防対策

8.1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

【総務防災課、教育委員会】

(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市及び県は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

また、各学校において竜巻対応マニュアルを作成するなど、竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。竜巻から身を守る適切な避難行動の理解促進や安全管理体制の充実などの竜巻に対する知識や防災行動力を向上させる。

(2) 竜巻注意報等気象情報の普及

竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

8.2 被害予防対策

【総務防災課、関係各課】

重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

また、低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第2節 災害に強い防災体制の整備

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、これまでの想定を上回る規模の地震であったため、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする災害応急対策活動、広域的な連携体制、物資等の備蓄及び受入れ・搬送など様々な面で混乱が生じた。

市においても、近年の都市化の進展に伴い、大規模な地震が発生した場合は、その被害規模は阪神・淡路大震災と類似した都市型の地震被害となる可能性が高いといえる。

さらに、市における風水害の危険性を見ると、利根川や荒川などの大河川が氾濫した場合は、その被害規模は甚大となる。

加えて、東日本大震災に見られる複合災害（地震後の降雨等の連続した災害の発生や、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性を認識し、後発災害が懸念される場合には、応急対策に関して必要な体制を確立し、災害対応に当たる要員及び資機材等の投入量の判断に十分留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

さらに、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるとともに、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

避難所の指定についても、複数の災害に対応できる避難施設の選定を進める。災害時には、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

このような平常時からの備えを充実しこれを継続することで、災害発生直後における市の緊急対応力の強化を図り、災害に強い防災体制を構築する。

災害に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。



第1 災害活動体制の整備

市において、関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、建物倒壊等の被害は広範囲にわたり、同時に多数の火災、救急救助事象が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらすと予想される。また、利根川等が氾濫した場合においても、被害規模は甚大となる可能性が高く、同様のことが予想される。

このため、初動体制を始めとした緊急対応体制の強化及び広域応援協力体制の強化による災害活動体制の整備を図る必要がある。

災害活動体制の整備は、以下の施策により推進する。

施策 1.1 職員の初動体制の整備

- 方策(1) 初動配備体制の整備
- 方策(2) 緊急連絡機器の整備
- 方策(3) 本部設置体制の整備

施策 1.2 動員計画等の整備

- 方策(1) 動員配備計画の作成
- 方策(2) 活動マニュアルの整備
- 方策(3) 職員の防災教育
- 方策(4) 業務継続計画の策定
- 方策(5) 災害活動のための人材確保
- 方策(6) 電源、非常用通信手段等の確保

施策 1.3 広域応援協力体制の充実

- 方策(1) 市町村間の相互応援体制の整備
- 方策(2) 防災関係機関との協力体制の整備
- 方策(3) 事業者との協力体制の確立
- 方策(4) 受入体制の整備
- 方策(5) 受援体制の強化

1.1 職員の初動体制の整備

【総務防災課、各部共通】

市では、特に、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生し、通信の輻輳により職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ災害の規模に応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策ができるよう初動体制の整備を行う。

(1) 初動配備体制の整備

阪神・淡路大震災では、交通網の途絶、通信の輻輳、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じた。

そのため、市は、災害の発生に際して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、自動的に防災体制を立ち上げるものとする。

地震：震度4以上の地震

風水害：台風等による集中豪雨のおそれが予測される場合

(2) 緊急連絡機器の整備

市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員（警戒体制時に参集する職員）に対しては緊急連絡機器等を携帯させるなどの対応を図り、また、これら機器の整備拡充を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。

(3) 本部設置体制の整備

災害対策本部は災害対策を実施する市の中核組織であるため、市庁舎のなかでも災害に対して最も安全な場所の確保が必要である。

そのため、災害対策本部室の設置を予定する場所の耐震診断及び補強等を行うとともに通信機材をはじめ情報収集の機器及び設置に必要な器材、文房具等、災害対策本部に必要なものを安全性の確保された場所に保管しておくことが必要である。

また、防災関係機関、団体や自主防災組織の代表者名簿等においては、平常時から、保管場所を統一しておき、災害発生時に速やかに活用できるようにしておく。

1.2 動員計画等の整備

【総務防災課、各部共通】

応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、災害の程度に応じた職員の動員計画を定め、それに伴う活動マニュアルを作成するとともに、職員に対する防災教育を実施するものとする。

(1) 動員配備計画の作成

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類規模を勘案し、より実効性の高い動員配備体制を整備しておくものとする。

各所属長は配備区分に応じた動員配備計画及び伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を作成し、市長に報告する。総務防災課は、この報告を基に職員の動員配備のための対応計画を定めるものとする。

(2) 活動マニュアルの整備

個々の職員が、災害発生直後の初動期、及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、各部において実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて毎年検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

活動マニュアルに記載すべき主な内容を以下に示す。

□活動マニュアルの記載事項

-
- 災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
 - 災害時における体制（動員・連絡体制等）
 - 防災関係機関の連絡リスト、施設・備蓄リスト
 - 個人別覚書（携帯品等）
-

(3) 職員の防災教育

市、県及び国は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用、防災士や被災地危険度判定士、埼玉県被災建築物応急危険度判定士等の防災に係る資格取得の推進、救急救命講習等の実施により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

また、各所属長は、職員に対し防災対策要員としての自覚と知識の習熟を図る。特に、各部課の所掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点をおくようにする。また、部課間の連携を強化し、円滑な災害活動の展開を図る。

□職員の防災教育

○方法及び機会

- ・ 新任研修
- ・ 職場研修
- ・ 見学、現地訓練等の実施

応急活動を想定した実地訓練、シミュレーション訓練等の各種訓練を継続的に実施する。

- ・防災活動手引き等印刷物の配布
各課で、職員に対し活動マニュアルの周知徹底を図る。

○習熟内容

- ・市の地域の災害特性
- ・本計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ・初動時の活動要領
- ・気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- ・過去の主な被害事例
- ・防災知識と技術
- ・防災関係法令の運用
- ・その他の必要な事項

□防災担当職員の教育

総務防災課の職員は、防災要員として市の防災活動の中核を担わなければならない。そのため、日ごろから本計画に習熟することはもとより、防災関係の研修会等を実施することにより、防災に係る知識と技術、防災に係る関係法令の習得に努める。

(4) 業務継続計画の策定

「災害時に重要業務が中断しない」又は、「重要業務が中断したとしてもできるだけ短時間の内に再開する」ために、市の業務継続計画を策定する。

(5) 災害活動のための人材確保

発災後の応急対策や復旧・復興対策において、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、市職員の退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等による災害活動従事者の人材確保を必要に応じて検討する。

(6) 電源、非常用通信手段等の確保

市は、市庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

1.3 広域応援協力体制の充実

【総務防災課、消防本部】

市及びその周辺に大規模災害が発生した場合、市の通常の防災体制のみでは、発生災害の全てに対応できないことが予想される。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

このため、災害時に相互援助を目的として、他市町村及び防災関係機関と広域応援体制の整備を推進する。

(1) 市町村間の相互応援体制の整備

市内において災害が発生した際に、適切な応急措置を行うため、災対法第 67 条及び消防組織法第 39 条の規定等に基づく他市町村への応援要請を想定して、他市町村との応援協定の締結を図る。

なお、大規模災害の場合、被災地は本市に限らず、周辺都市にも大きな被害をもたらしていることが考えられるため、応援協定は、周辺市町村に限らず友好都市、関東地方内及び周辺市町村と締結するようにする。

《災害時における相互応援協定》

[令和3年6月4日 現在]

協定名	協定締結先	締結日	主な協定内容
災害時の相互応援に関する協定	熊谷市・寄居町	H8. 3. 1	・食料、飲料水、生活必需品の供給 ・救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材、車両等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣・ボランティアのあっせん ・被災者を一時収容するための施設の提供及び被災者に対する住宅の提供 ・応援を受けようとする側から特に要請のあった事項
災害時における伊勢崎市、本庄市及び深谷市との相互応援に関する協定	伊勢崎市・本庄市	H18. 6. 28	
災害時における相互応援に関する協定	新潟県南魚沼市	H18. 8. 1	
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内市町村	H19. 5. 1	
災害時における相互応援に関する協定	静岡県藤枝市	H21. 1. 10	
大規模災害時における相互応援に関する協定	埼玉県志木市	H23. 5. 23	
大規模災害時における相互応援に関する協定書	群馬県富岡市	H25. 3. 28	
災害時における相互応援に関する協定書	福島県白河市	H25. 5. 28	

(2) 防災関係機関との協力体制の整備

防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるように、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

なお、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県等からの職員派遣要請に対応するため、以下に示すような整備を図るものとする。

□職員派遣要請に対応するための資料整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ関係資料を整備しておく。

□職員派遣要請に対応するためのマニュアルの整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアル化しておく。

□長期的な職員派遣要請への対応強化

長期間の職員派遣要請にも対応できるよう、交代要員の確保や、被災地での業務の継続性の確保に努める。また、被災地のニーズのマッチングにも努めるものとする。

(3) 事業者との協力体制の確立

大規模災害時に市が行う応急対策業務の一層の充実を図るため、事業所等との必要な協定の締結を進める。

市と事業者との協力に関する協定の締結状況は、資料編のとおりである。

※参照：資料編 II「資料 災害時相互応援協定等一覧」

(4) 受入体制の整備

各部は、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、災害時の受入窓口や指揮連絡系統、応援部隊の集結場所等を明確化し、関係職員への周知を図る。また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、必要に応じて広域的な応援受入れに対する訓練を実施する。

加えて、遠方からの避難者や疎開者の受入れについても、体制の強化、整備に努める。

□想定される応援

- 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- 国によるプッシュ型の物的支援
- 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処置 等
- 防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班 等
- 公共的団体による応援
- ボランティア

〇市が行う対策

- 応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。
- 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

※参考『応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請』

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

①避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務の支援 ＜内容＞

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営やり災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組のある業務は含まれない。

＜第1段階支援の要請方法＞

- ・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

＜第2段階支援の要請方法＞

- ・第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議のうえ、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

②被災市町村が行う災害マネジメントの支援 ＜内容＞

- ・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

＜要請方法＞

- ・被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

(5) 受援体制の強化

市が被災した際に、防災ボランティアを受入れ支援活動を活かすために、様々なボランティアを受け入れる環境や知恵（「受援力」）を強化する取組を行う。

第2 災害情報収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合、市及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。特に、通常の勤務時間外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。効果的・効率的な防災対策を行うためには、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

東日本大震災時には、大規模な被害によって情報通信インフラが長期間途絶し、発災直後の情報空白期が長期間に及んだことから、初動活動の遅れとなった。そのため、大規模災害により情報通信インフラが途絶した場合や、市庁舎や市職員が被災したことによる自治体能力の低下した場合にも対応できる情報収集体制の整備を行う必要がある。さらに、発災直後の情報空白期においては、被災地全体が混乱し情報が容易に集まらないことが予想されることから、その空白時間をいかに短縮するかが重要となる。

このように、近年の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信施設をはじめとした情報収集・伝達体制を整備する。

災害情報収集・伝達体制の整備は以下の施策により推進する。

施策2.1 災害情報連絡体制の整備

- 方策(1) 災害情報ネットワークの構築
- 方策(2) 通信連絡体制の確立
- 方策(3) 情報伝達体制の整備
- 方策(4) 報道機関との連携
- 方策(5) 発生前の避難決定及び住民への情報提供
- 方策(6) 自宅療養者等への情報提供

施策2.2 被害情報の早期収集体制の整備

- 方策(1) 情報収集体制の強化
- 方策(2) 自主防災組織等からの情報収集
- 方策(3) アマチュア無線等からの情報収集

施策2.3 通信施設の整備

- 方策(1) 防災行政無線の拡充
- 方策(2) 電話通信設備の整備
- 方策(3) その他の情報通信設備の整備
- 方策(4) 通信施設の安全対策

施策2.4 震度情報ネットワークの整備

施策2.5 情報処理分析体制の整備

- 方策(1) 災害情報の種類
- 方策(2) 県の災害関連システムの活用

2.1 災害情報連絡体制の整備

【総務防災課、秘書室、企画課、消防本部、総合支所、防災地区拠点（地区センター・公民館）】

災害時における市及び防災関係機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うための体制を整備する。

(1) 災害情報ネットワークの構築

市は、迅速に情報の収集・伝達を実施するのに必要な情報連絡体制の確立に努める。

なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、以下に示すとおりである。

□防災拠点の機能強化

各防災拠点が迅速に情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達することは、市が的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。

このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。

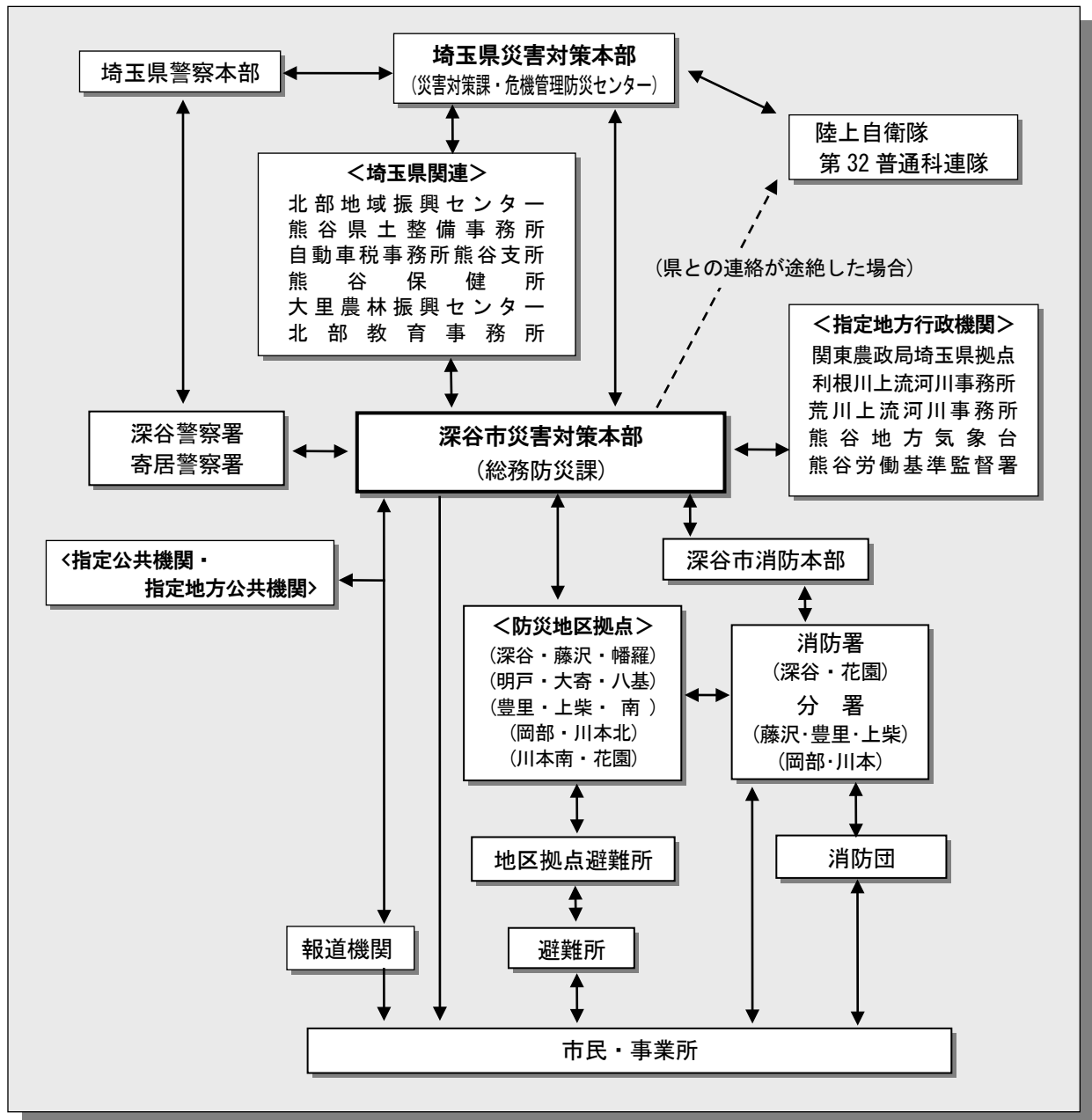
□防災機関との連携強化

市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、FAX番号等）を相互に通知し、災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日ごろから連携を図る。

□情報源の優先順位の検討

複数の情報源が存在する場合には、情報の齟齬が発生するおそれがあることから、複数の情報源については、その優先順位を検討するものとする。

《深谷市に係る情報連絡網》



《深谷市の主な通信手段》

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
携帯電話	一般電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部⇄全国自治体・防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部⇄県・近隣市町・防災関係機関
	市防災行政無線(同報系)	災害対策本部→市内各所
	I P無線	災害対策本部⇄防災拠点

(2) 通信連絡体制の確立

市及び防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。
そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(3) 情報伝達体制の整備

市、県及び防災関係機関は、避難所、地域機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、防災行政無線（戸別受信機を含む）、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ（CATVシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む）、ラジオ（コミュニティFM放送、FM文字多重放送を含む）、市ホームページ、深谷市メール配信サービス、緊急速報メール、SNS（ツイッター、ツイッターアラート、フェイスブック）、Lアラート（災害情報共有システム）、道路情報表示板等を有効に活用する。

(4) 報道機関との連携

災害時においては、災害情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、市民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。この点において、テレビ・ラジオ等による情報伝達は、大きな効果が期待できる広報媒体である。このことから、市は、災害時における各報道機関への連絡体制の整備を行う。

(5) 発生前の避難決定及び住民への情報提供

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。市及び県は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

市民に対しては、情報の取得方法や活用方法、「自分の身は自分で守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

市民は、最新の情報の取得方法を身に付け、災害時の適切な対処行動に活用できるようにする。

(6) 自宅療養者等への情報提供

市及び熊谷保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

2.2 被害情報の早期収集体制の整備

【総務防災課、各部共通】

収集すべき災害情報の重要度別一覧及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

(1) 情報収集体制の強化

災害発生直後の交通路の遮断、電話の不通、商用電源の長期停電時等の対策として、バイク、自転車等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう職員の積極的な情報収集体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努める。

(2) 自主防災組織等からの情報収集

災害発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。

(3) アマチュア無線等からの情報収集

災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者等との協力体制を整備する。

2.3 通信施設の整備

【総務防災課、各部共通】

市及び防災機関は、防災活動拠点、出先機関、避難所、地元住民及び事業所等に対し、被害情報等の収集、災害情報等の伝達を行うための体制を整備する。

(1) 防災行政無線の拡充

市は、防災行政無線（同報系）の整備を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

① 防災拠点への配備

市は、防災行政無線の整備を進めており、平常時における行政放送、災害時における非常通信手段として、市民生活に密着した無線の整備を行ってきたが、今後、防災中枢拠点と防災地区拠点、拠点避難所等との通信を確実なものとするため、これらの施設への移動系防災行政無線の配備を検討する。

② 防災行政無線の配置見直し

避難情報等の災害情報や平常時の行政情報等を適時市民に提供するために、新たな宅地の形成動向を鑑み、防災行政無線（同報系）の配置箇所を適宜検討し、必要に応じて設置箇所の増設、移動等を行う。

また、防災地区拠点に位置づけられている各地区の施設には、防災行政無線を設置し、災害時に情報収集、連絡を行う。

③ 防災行政無線の可聴困難地域の解消

東日本大震災時において防災行政無線を使用した際には、無線の声が聞き取りづらい地域が発生した。このことから、市は、防災行政無線の可聴困難地域の解消のため防災行政無線の増設に努める。

(2) 電話通信設備の整備

① 災害時優先電話

一般有線電話の輻輳又は通話不能の場合は、災害時優先電話により通話を行う。このため、既設の電話番号をN T Tに登録し、「災害時優先電話」の承認を得ておくものとする。

② 庁内電話交換機の災害対応

災害時に、庁内電話交換機の自動回線切り替え装置をはずし、回線が生きていて輻輳が少ない通信会社の回線を手動で選択できるように整備する。

(3) その他の情報通信設備の整備

先端技術を防災対策に適用することが可能となってきたことから、こうした技術に基づく情報通信設備・機器の整備を進め、迅速な情報収集・連絡体制を構築する。また、業務継続計画の観点から、データバックアップ体制の見直し・強化を検討する。

① 情報発信・広報に活用する機器

同報通信機能を有するF A X通信

② 双方向の情報通信に活用する施設・機器

パソコン通信（インターネット・ホームページの整備）

③ 主として災害時に被災地情報を迅速に収集する機器

携帯情報端末

(4) 通信施設の安全対策

災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

□通信施設の安全対策

○非常用電源の確保

停電に備え、施設に応じた、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。

○通信回線のバックアップ化

防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

○転倒への備え

災害システム機器を設置する場所には、各種機器に転倒防止措置を施すものとする。

2.4 震度情報ネットワークの整備

【県】

県は、大規模地震が発生した際に、的確な初動対応により地震被害を最小限にするため、各市町村の震度を県庁で集中的に把握するとともに、県内の震度分布から大きな被害が予想される地域を推定し、的確な応急対策活動を図っている。

県は、全市町村に、震度計（若しくは気象庁又は市設置の震度計からの震度データ分岐装置）を整備し、防災行政無線等により震度情報を集約しており、市にも震度計が設置してある。

また、県庁で集約された震度情報は、消防庁や熊谷地方気象台に配信している。

県は、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じることのないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器及び震度情報ネットワークの維持・整備を図っている。

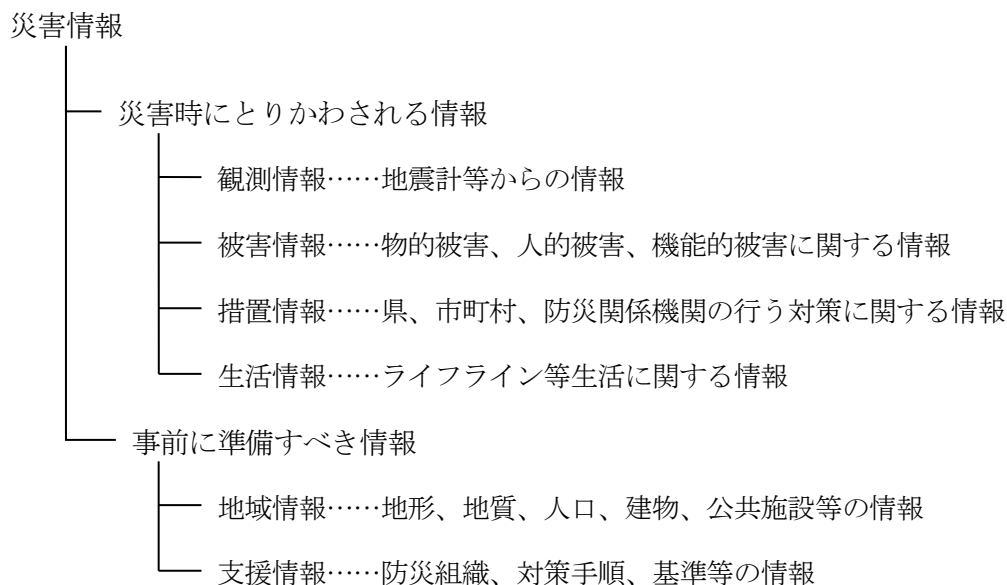
なお、震度情報ネットワークで使用する通信回線については、I P化を進める。

2.5 情報処理分析体制の整備

【総務防災課】

市は、県の災害関連システムを活用し、情報処理分析体制の整備を行う。

(1) 災害情報の種類



(2) 県の災害関連システムの活用

○県及び防災関係機関は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。

○災害情報データベースシステムは、地理情報システム（G I S）として整備し、地形、地

質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

○県及び防災関係機関は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムを整備する。

○市は、県のこれらの災害関連システムの活用を図る。

第3 非常用物資の備蓄

市は、災害時の市民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、今後は、より一層これら非常用物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を推進し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、市及び県は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

また、地震発生の季節及び時間帯等は、現状では事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるよう品目を選定する必要がある。

さらに、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、要配慮者に配慮した品目の補充にも積極的に努めるものとする。

非常用物資の備蓄等の整備を推進するための必要な施策を以下に定める。

施策3.1 食料供給体制の整備

- 方策(1) 給食用施設・資機材の整備
- 方策(2) 食料の備蓄
- 方策(3) 食料の調達
- 方策(4) 備蓄品の管理

施策3.2 給水体制の整備

- 方策(1) 行政備蓄
- 方策(2) 個人備蓄
- 方策(3) 井戸の活用

施策3.3 生活必需品供給体制の整備

- 方策(1) 生活必需品等の確保
- 方策(2) 災害時民間協力体制の整備
- 方策(3) 供給品目の検討

施策3.4 防災用資機材等の備蓄

- 方策(1) 防災用資機材等の備蓄

施策3.5 石油類燃料の調達・確保

- 方策(1) 石油類燃料の調達・確保

3.1 食料供給体制の整備

【総務防災課、教育委員会】

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資について、平常時から市と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）の備蓄を行うとともに、4日目以降の調達のため、業者と調達協定の締結等を行っておく。

備蓄必要量の把握とこれに対する備蓄量及び調達協定業者の緊急調達可能量の一覧表を作成するとともに、適切な市の備蓄を確保する。

(1) 給食用施設・資機材の整備

避難所となる市立小・中学校には給食用施設・資機材を配備する。

今後建設予定の市関係施設については防災倉庫を設置し、必要な給食用資機材を配備する。

(2) 食料の備蓄

① 備蓄量の推定

事前に市と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）の物資を備蓄しておき、4日目以降については、民間業者から速やかに調達することとし、状況により県等に応援を要請する。

なお、量及び品目が不足するときには、義援物資として広く援助を求める。

必要な備蓄量は、以下のような方法で定めていく。

□必要な備蓄量の推定

○備蓄目標：関東平野北西縁断層帯地震[破壊開始点：北、1日後、冬18時、風速8m/s]
(埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」)

・避難者数は13,155人と予想されている。

・市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。

$13,155 \text{ 人} \times 1 \text{ 日} \times 3 \text{ 食} \times 1.5 \text{ 日分} = 59,198 \text{ 食} \approx \text{約 } 59,200 \text{ 食}$

② 市の備蓄計画

令和3年4月1日現在の備蓄量は71,703食で、目標値を十分に満たしている。引き続き、必要な備蓄量を確保するとともに、不足する際には協定等による調達で対応するものとする。

また、乳児への粉ミルク及び缶ミルクについては、1日分は市が備蓄し、それ以降分については協定等による調達で対応する計画である。

③ 県の備蓄計画

県計画では、「東京湾北部地震」に基づき、避難者用を県と市でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、県又は市の災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を3日以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用を県は1日以上備蓄する。

なお、市民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

(3) 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に備蓄するには不適当なもの（主に保存できないもの）については、今後市内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、

業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

なお、食料等は、被災者だけでなく災害活動を実施する防災業務従事職員の分の確保にも努めるものとする。さらに、乳幼児用物資（ミルク、おむつ等）に関しては、十分な量の確保に努めるとともに、アレルギー対応食品に関しても備蓄又は確保に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるように、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

また、災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに市域の輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

□食料調達の方法

- 米穀 : 備蓄食料の活用（防災拠点からのアルファ化米等の供出）
関東農政局への要請（政府指定倉庫からの供出）
- 乾パン : 備蓄食料の活用、関東農政局への要請
- おにぎり : 学校給食室の利用
- パン、育児用調整粉乳 : 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
- 副食 : 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

(4) 備蓄品の管理

備蓄品の点検を定期的実施し、また、計画的な入れ替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。消費期限等により備蓄品の入れ替えを行う際には、防災訓練での使用など、有効な使用方法の検討を行う。

□備蓄品目（例示）

- 主食品 : アルファ米、包装米飯、乾パン、クラッカー等
- 乳児食 : 粉ミルク、離乳食等
- その他 : 保存水（ペットボトル水）、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

3.2 給水体制の整備

【企業経営課、水道工務課、総務防災課】

大規模災害時には広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや、飲料水の汚染が予想されるため、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制について整備しておく。

(1) 行政備蓄

① 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、り災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

② 目標給水量

飲料水の給水量を以下に示す。

災害発生から3日間は1人1日3リットルを目途とする。その後は次第に水の需要が増

えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

《一日当たりの給水目標》

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最低限必要な水量
災害発生から10日	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から21日	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から28日	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

③ 飲料水の確保

災害時の飲料水を確保するため、浄・配水場施設の耐震化整備を推進する。

また、中高層住宅等においては、屋上や地下空間を利用した災害用貯水設備等の設置の推進に努める。医療施設等の重要給水施設については、供給する水道管の耐震化に併せ、井戸等の自己水源、適切な容量の受水槽の保有に努める。

④ 応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進するとともに、更新及びメンテナンスを行う。

⑤ 水質検査体制の整備

非常時利用に伴う井戸の水質検査や災害時における水道管の濁りに対する簡易水質検査や水道法に基づく水質検査を速やかに行える体制を整備する。

(2) 個人備蓄

各家庭において、日ごろから災害に備えて飲料水を備蓄し、また、生活用水として浴槽等に貯水するよう指導する。

(3) 井戸の活用

市民が所有する井戸で、災害時に開放できるものを、自治会や自主防災組織単位で利用できるように防災井戸としての指定を行い、災害時の市民の生活用水の確保を図るものとする。

また、市内の事業所が所有する井戸についても、災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

3.3 生活必需品供給体制の整備

【総務防災課】

災害時は、市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 生活必需品等の確保

生活必需品の公的備蓄とともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。

なおかつ、不足するときは、義援物資の援助を広く求める。協定業者に要請する生活必需品に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。

必要な量は、以下のような方法で定めていく。

□生活必需品の備蓄量の推定

○備蓄目標：関東平野北西縁断層帯地震[破壊開始点：北、1日後、冬18時、風速8m/s]
(埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」)

- ・避難者数は13,155人と予想されている。
- ・毛布（公的備蓄）
避難者数13,155人分の毛布の備蓄を目標とする。
- ・生活必需品等
避難所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について13,155人分の応急分を備蓄する。

※現在の備蓄で対応できない分については、協定等により調達する。

(2) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える必要がある。

□民間との協力体制

- あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。
- 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年把握、確認する。
- 災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく。
- 物資の配送等において、専門能力やノウハウを有する民間事業者の活用を検討する。

(3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが、個々の品目についてはある程度変更することが可能とされている。

したがって、各市町村の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

特に、トイレトペーパーやティッシュペーパーなど日常的に使用して不足しやすいものや、要配慮者に配慮した品（高齢者用に畳や洋式仮設トイレ、大人用おむつ等）、乳幼児用物

資（ミルク、おむつ等）、女性に配慮した物資（生理用品等）、避難所生活におけるプライバシーの確保に関する備品（仕切り板やテント等）等について、供給の検討を行う。

3.4 防災用資機材等の備蓄

【総務防災課、関係各課】

災害時における救出救助活動等を迅速かつ適切に実施するために必要な資機材の備蓄を図るものとする。

(1) 防災用資機材等の備蓄

災害時における救出救助活動等を迅速かつ適切に実施するために必要な資機材について備蓄を図るものとする。

備蓄の数量については、各避難所の収容人員の計画値等を目標に計画する。

□備蓄品目

-
- | | | | | |
|-----------------------------------|-------|--------|---------|----------|
| ○浄水装置 | ○発電機 | ○炊飯器 | ○かまどセット | ○非常用飲料水袋 |
| ○投光機 | ○懐中電灯 | ○防水シート | ○簡易トイレ | ○仮設トイレ |
| ○移送用具（リヤカー、担架等） | | | | |
| ○救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）等 | | | | |
| ○道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土のう袋等） | | | | |
| ○情報収集用の電池式ラジオ等 | | | | |
| ○土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む） | | | | |
-

3.5 石油類燃料の調達・確保

【総務防災課、関係各課】

東日本大震災においては、石油基地の被災や供給ルートの途絶等により、燃料の供給不足が生じ、ガソリンスタンドには長蛇の列が生じた。

そこで、大規模災害時における石油類燃料の調達・確保の体制整備を図るものとする。

(1) 石油類燃料の調達・確保

市は、災害時に特に重要な施設及び緊急車両への石油類燃料の供給体制について、平常時から関係機関と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

市は、災害時に特に重要な施設で、市が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう石油元売業者との協定締結に努める。特に重要な施設の例は以下のとおり。

○病院、防災拠点など

また市は、燃料貯蔵設備の整備や、貯蔵施設の被災防止等による燃料の確保に努める。

第4 消防体制の整備

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による人的・物的被害が大きなものとなる。

このため、消防本部は、平常時から住民や事業者に対し、出火防止と初期消火の徹底について呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開し、大地震時の火災から住民の生命及び財産を守らなければならない。

また、大規模な洪水等の発生時は、市の消防力では対応が困難となり、広域的な応援が必要になると予測されるため、他の防災関係機関と連携を図り、救援・救護に万全を期することが必要である。

大規模な災害が発生した場合は、広域的な災害になることが予想され、効果的な消防活動を展開する必要がある。このため消防機関は、人命の救助・救護活動を行い、被害を最小限にとどめるために必要な体制を整備するとともに、災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え、各活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の総力を挙げた活動体制を整備しなければならない。

災害時における消防活動体制の計画を以下に定める。

施策4.1 出火防止対策の推進

- 方策(1) 一般火気器具からの出火防止
- 方策(2) 石油等危険物施設からの出火防止
- 方策(3) 化学薬品からの出火防止
- 方策(4) 予防査察等の実施
- 方策(5) 市民への予防広報

施策4.2 初期消火体制の強化

- 方策(1) 消防用設備等の適正化
- 方策(2) 市民の防災行動力の向上
- 方策(3) 事業所の自主防災体制の強化
- 方策(4) 市民と事業所の連携

施策4.3 火災の拡大防止対策

- 方策(1) 消防活動体制の整備強化
- 方策(2) 消防水利施設の整備強化
- 方策(3) 消防施設、資機材の整備
- 方策(4) 消防団消防力の強化
- 方策(5) 自主防災会資機材の整備

施策4.4 救急救助体制の整備

- 方策(1) 救急救助体制の整備
- 方策(2) 傷病者搬送体制の整備
- 方策(3) 災害時広域医療搬送体制の整備

4.1 出火防止対策の推進

【消防本部】

災害発生直後の出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具の他に、危険物、化学薬品等からの出火がある。

そのため、出火防止対策として、出火の危険につながる要因についての安全化対策の推進、市民の防災知識の普及及び防火意識の高揚を図る等の施策を実施し、災害発生直後における出火をできる限り防止する。

市の出火防止対策は、以下の方策をもって推進する。

(1) 一般火気器具からの出火防止

現在、火気器具等は過熱防止装置、対震自動遮断装置、対震自動消火装置等の安全装置付きが普及しており、地震が起きた際には、まず身の安全の確保が第一となる。揺れがおさまった後、すばやく火の始末を行い、戸を開けて出口を確保した後、火が出た場合は初期消火に努める。

今後は、これらがまとめられた「地震から身を守るための10カ条」の普及啓発に努めるとともに、ライフラインの復旧に伴う電気器具等からの出火を防止するため、災害発生後、避難するときはブレーカーを落とす等の方法を含め、その普及啓発を積極的に推進する。また、火気器具等は過熱防止装置、対震自動ガス遮断装置等の安全装置付きが普及してきているが、今後ともこれらの器具の普及に努めるとともに、対震自動消火装置の管理の徹底について周知する。

住宅用火災警報器については、平成20年6月1日から全ての住宅に対して設置することが義務付けられたことから、住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努めるとともに、設置から10年以上経過したものは、正常に作動しないことが考えられるため、新しい機器に交換するよう推奨していく。

(2) 石油等危険物施設からの出火防止

市内にある危険物施設等からの出火防止を図るため、危険物取扱者や保安監督者を中心とした保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

また、随時、消防職員による立入検査を実施し、危険物の安全確保を図るため指導する。

(3) 化学薬品からの出火防止

学校、研究所及び事業所等で保有する化学薬品は、棚等から落下したり、容器が破損しての出火の危険性が大きいため、これらの安全策を講ずるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなどの適切な維持管理をするように指導する。

(4) 予防査察等の実施

消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第16条の5の規定に基づき、同法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、並びに消防法施行令（昭和36年政令第37号）に掲げる防火対象物及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）に掲げる指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている事業所等に立ち入って、当該防火対象物の位置、構造

及び設備並びに管理状況を検査し、火災予防上の不備・欠陥事項については是正指導を行う。

また、一般家庭には各種訓練を通じて、出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。

(5) 市民への予防広報

市民の防災知識の普及、向上及び防災思想の高揚を図るため、市広報紙への掲載、立看板、懸垂幕、ポスター掲示、広報車等による巡回広報、市内の児童・生徒を対象とした防火ポスターコンクールを実施する。

4.2 初期消火体制の強化

【総務防災課、消防本部】

火災の延焼を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。このため、消防用設備の適正化、家庭、事業所及び地域における自主防災体制の充実強化並びに、防災教育、防災訓練を通し市民の防災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

(1) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が、災害時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

(2) 市民の防災行動力の向上

市民の防災意識・行動力等を調査分析して、初期消火等の防災行動力を把握するとともに、市民一人ひとりの防災行動力を高め、自治会等を単位として自主防災会の訓練指導を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力の向上を図る。

(3) 事業所の自主防災体制の強化

消防本部は、災害時における事業所の自主防災体制を強化するため、平時から、初期消火等にかかる対策計画の作成支援に努めるとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

防火管理者の選任が必要な事業所はもとより、選任の必要がない小規模事業所においては、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

(4) 市民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を実施し、市民の防災行動力を一層高めるとともに、家庭、自主防災会及び地域の事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実、強化を図る。

4.3 火災の拡大防止対策

【消防本部、総務防災課】

同時多発火災や大規模火災の際には、市民及び事業所等の協力により、出火防止と初期消火の徹底を図っても、各種の制約が発生し通常の消防活動を実施することが困難となり、相当数の延焼火災の発生が予想される。

そのため、万全な延焼防止のため、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに、消防体制の整備を推進する。

(1) 消防活動体制の整備強化

大規模かつ多様化する火災や特殊災害における救急救助需要に対応するため、消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図る。また、救急救命士の養成及び救急医療機関との連携を図るとともに、隣接地域の市町との連携を深め、消防力の整備・増強を図る。

また、規模、地域別、風速別等火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準の整備、職員の訓練を行い、災害時の活動要領の習熟を図る。

(2) 消防水利施設の整備強化

災害発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることから、耐震性貯水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情にあった消防水利の増設と機能の確保を図る。

□防火水槽の整備

学校、公民館、公園等の避難所、道路状況及び既設の防火水槽の配置状況等を勘案して増設を図る。

□自然水利の確保

河川、水路、ため池等については、災害時に消防用水として流水を活用できるよう、整備の検討及び公園等整備事業に併せたせせらぎ用水の確保や、雨水利用施設の公共施設等への設置を検討する。

(3) 消防施設、資機材の整備

消防施設の強化とともに、救助、救急等各種活動用車両、資機材（緊急消防援助隊を含む）の増強整備及び計画的な更新を図り、消防力の強化充実を図る。

特に、消防通信体制の強化を図るため、高機能消防指令センターを整備する。

(4) 消防団消防力の強化

災害時における消防団の初動体制の強化、常備消防隊との連携及び自主防災会等との協力体制の充実を図るとともに、災害時に常備消防隊と一体となって活動する地域の消防拠点としての消防団車庫の整備及び、火災、人命救助事案の多発に対処するため、簡易救助資機材の増強を図り、地域における消火、救助救援活動の充実を図る。

(5) 自主防災会資機材の整備

自主防災会へ資機材を配備し、自主防災会の消防活動力を強化することにより、災害時において消防本部等が通常の消防活動を実施することが困難になった場合、自主防災会による迅速な初期消火活動及び地域の実情にあった細やかな対応を図る。

また、地域住民により構成される自主防災会は、自らの活動に必要な資機材の整備、備蓄を図る。市では、その整備段階において資機材購入等に関する補助費用の助成を実施している。

4.4 救急救助体制の整備

【消防本部、総務防災課】

大規模災害が発生した際には、けが人等多数の傷病者が発生することが予想される。傷病者を迅速に救助し、搬送するための体制の整備を推進する。

(1) 救急救助体制の整備

市及び消防本部は、消防署、消防団車庫及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

高層建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

(2) 傷病者搬送体制の整備

① 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

② 搬送順位

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。災害後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

③ 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

④ 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備させておく。

(3) 災害時広域医療搬送体制の整備

大規模災害が発生し、市や県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関

自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、負傷者の受入・治療に十分対応できない事態が想定される。

このような事態においても、負傷者への適切な治療を実施できるよう、災害時広域医療搬送計画に基づき、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送できる体制を整備する。

第5 災害時医療体制の整備

市では大規模災害が発生した場合、多数の負傷者に対し迅速かつ的確に救助や医療救護を実施する必要がある。また、これらの負傷者が、特定の医療機関に集中した場合は、医療機能の低下や医薬品の不足等も予想される。

このため、災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

医療体制の整備を推進するための必要な施策を以下に示す。

施策5.1 防災医療システムの整備

- 方策(1) 医療情報ネットワークの構築
- 方策(2) 通信機器の整備
- 方策(3) 災害医療コーディネーターの導入要請

施策5.2 初動医療体制の整備

- 方策(1) 医療救護所の設置
- 方策(2) 医療救護班の編成
- 方策(3) 救護医療機関の指定
- 方策(4) トリアージタグ（負傷者選別標識）の周知徹底
- 方策(5) 自主救護体制の整備

施策5.3 後方医療体制の整備

- 方策(1) 後方医療支援体制の確立
- 方策(2) 搬送体制の整備
- 方策(3) 臨時ヘリポートの設置

施策5.4 要配慮者に対する医療支援

- 方策(1) 在宅の要配慮者への対策
- 方策(2) メンタルケア対策
- 方策(3) 透析患者への対策
- 方策(4) ぼうこう又は直腸機能障害者への医療対策
- 方策(5) 在宅酸素療法者への対策

施策5.5 医薬品等の備蓄

施策5.6 医療保健応援体制の整備

5.1 防災医療システムの整備

【総務防災課、保健センター】

災害時における市災害対策本部、救護所、救護医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため、医療情報の連絡体制の整備を図る。

(1) 医療情報ネットワークの構築

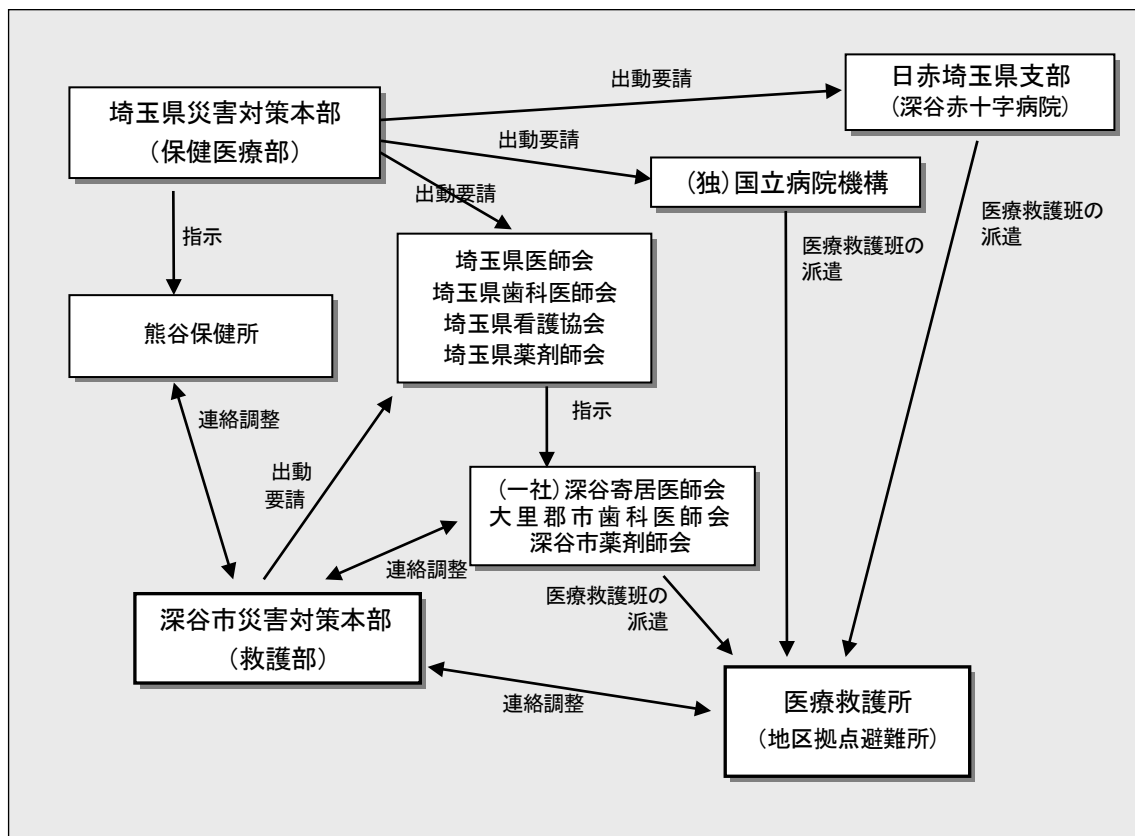
市災害対策本部、医療救護所、救護医療機関及び防災関係機関は、医療情報を迅速に収集・伝達するため、医療情報を共有化できる情報ネットワークの構築に努める。

医療情報の連絡網の全体構成は次のとおりである。

(2) 通信機器の整備

医療救護所及び救護医療機関を含めた災害時に医療情報を迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

《医療情報ネットワーク》



(3) 災害医療コーディネーターの導入要請

災害医療コーディネーターとは、災害時医療に関する物的資源、人的資源などの協調や調整を行う災害医療のスペシャリストのことで、災害医療を効率的に実施するための職業である。

市は、県に対し災害医療コーディネーター制度の導入を要請していくものとする。

5.2 初動医療体制の整備

【総務防災課、保健センター】

初動期の医療は、災害発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものである。このため、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

(1) 医療救護所の設置

医師会、歯科医師会、薬剤師会、公的医療機関及び地域の自主防災組織との協議結果に基づき、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置に必要な予防対策を推進する。

□設置基準

設置場所は、被災地に近接する公民館・小中学校等とする。

□必要資機材

医療救護所には、無線系通信機器等の必要資機材の整備を図る。

(2) 医療救護班の編成

初動医療に従事する医療救護班の編成に必要な予防対策を推進する。

医療救護班の構成は、最低限、医師1人、看護師1人、助手1人の3人編成とし、災害規模に応じて編成員の増員確保に努める。

(3) 救護医療機関の指定

市は、災害時の初期救護医療機関を、医師会と協議し指定する。

なお、市を管轄する熊谷保健所管内の県指定救急告示医療機関は、資料編に示すとおりである。

※参照：資料編 I 「資料3-1 深谷市医療機関一覧」

(4) トリアージタグ（負傷者選別標識）の周知徹底

市及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグの周知徹底を推進する。

(5) 自主救護体制の整備

自主防災組織等は、軽微な負傷者に対しては、避難所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備に努める。

5.3 後方医療体制の整備

【総務防災課、保健センター】

医療救護所や救護医療機関では対応できない重傷者や高度救命措置が必要な患者を、後方医療機関へ搬送する体制を整備する。

(1) 後方医療支援体制の確立

市は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重傷患者や、高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援の体制について、県との協議のうえ確立を図る。なお、県の災害拠点病院、救命救急センターは資料編のとおりである。

※参照：資料編 I 「資料3-1 深谷市医療機関一覧」

(2) 搬送体制の整備

医療救護所から市内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、市公用車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

なお、県には平成3年4月1日から運航を開始した埼玉県防災航空隊（防災ヘリ）があり、傷病者の搬送等にも活用されている。また、平成19年10月26日から埼玉医科大学総合医療センターでドクターヘリの運用が行われている。

□搬送順位

負傷者の搬送に当たっては、あらかじめ搬送順位の基準を定める。

□搬送経路

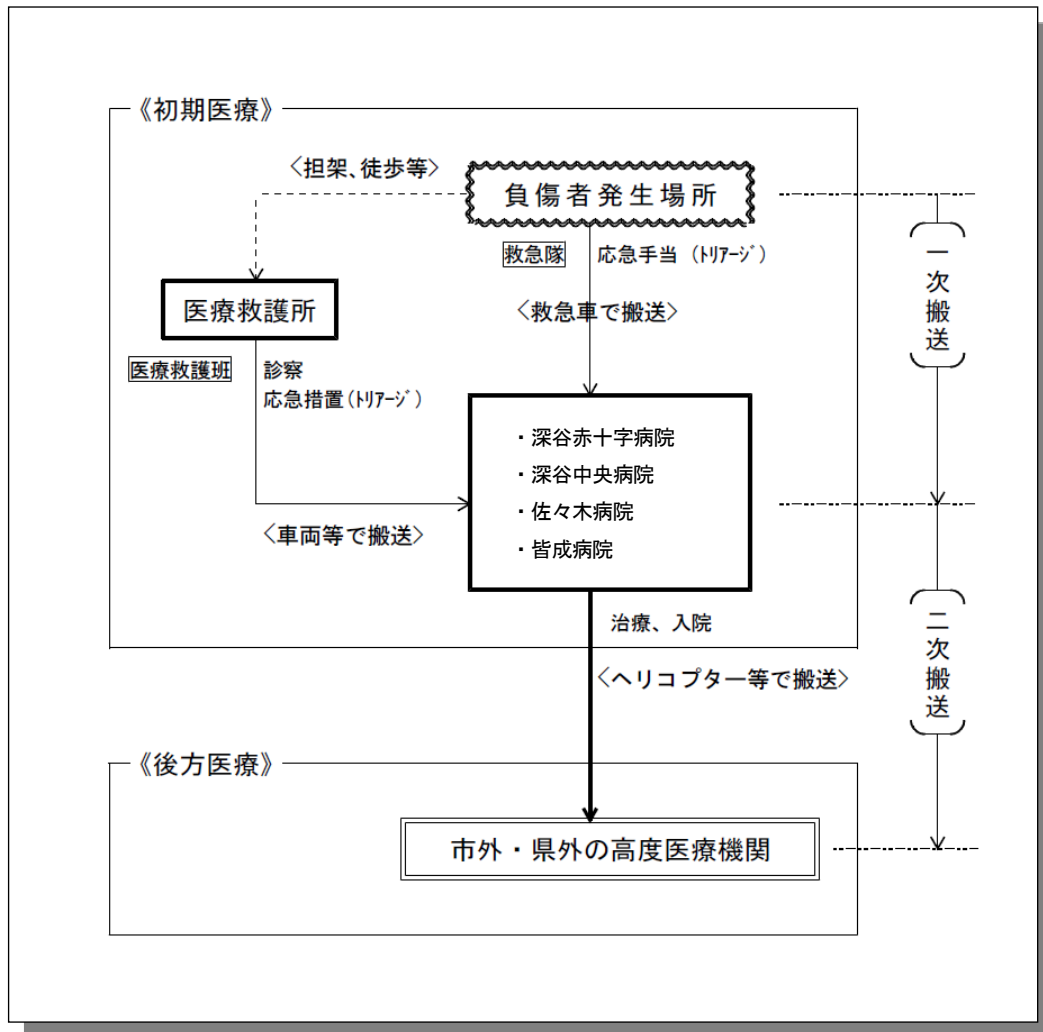
負傷者の搬送に当たっては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。

(3) 臨時ヘリポートの設置

市では、交通途絶状況下での輸送力の確保のため、資料編に示す臨時ヘリポート基地を設置する。

※参照：資料編 I 「資料5-3 臨時ヘリポート指定地」

《負傷者搬送体制の流れ》



5.4 要配慮者に対する医療支援

【障害福祉課、長寿福祉課】

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災市民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に、寝たきりの高齢者、身体障害者、知的障害者、傷病者等の要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅の要配慮者の病状悪化等を防ぐための医療対策の推進に努める。

(1) 在宅の要配慮者への対策

① 在宅の要配慮者の情報整備

在宅の要配慮者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進する。

② 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅の要配慮者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア体制の整備を図る。

(3) 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い整備を図る。

(4) ぼうこう又は直腸機能障害者への医療対策

ぼうこう又は直腸障害者に対するストーマ装具の提供が可能な体制を整える。

(5) 在宅酸素療法者への対策

在宅酸素療法者は、酸素と一緒に移動する必要があることから、災害時には、優先的に病院・施設へ避難させるなど体制の整備に努める。

5.5 医薬品等の備蓄

【総務防災課、保健センター】

市は、災害時に医療救護班、医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制を、医師会・薬剤師会等関係機関と協議のうえ整備する。

また、関東平野北西縁断層帯地震〔破壊開始点：北、1日後、冬 18 時、風速 8 m/s〕（埼玉県「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書」）に基づく人的被害の量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等の備蓄に努めるとともに、医薬品等の不足が生じることのないよう、医薬品卸売業者等との協定を締結し、医薬品等の調達に係る事項や連絡方法等を整備する。

5.6 医療保健応援体制の整備

【総務防災課、保健センター】

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、県では、県内他地域又は県外地域からの応援活動について、広域的医療協力を得るための調整及び整備を図っており、市においても県に協力して推進するものとする。

第6 遺体の埋・火葬

東日本大震災時には、火葬場の被災や燃料不足、多くの遺体が発生したことによる火葬場の処理能力を超えたことなどにより、一時的に土葬が行われた。このように、大規模災害が発生した際には、市の火葬場の処理能力を超える遺体処理が必要となることが予想されるため、対策を講ずる必要がある。

遺体の埋・火葬の体制整備を促進するための必要な施策を以下に示す。

施策 6.1 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

6.1 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

【総務防災課、市民課】

市は、災害時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

第7 防疫対策

発生した季節及び災害の規模に応じ、迅速に防疫活動ができるように体制及び防疫用資機材の備蓄及び確保を整備する必要がある。

防疫対策を促進するための必要な施策を以下に示す。

施策 7.1 防疫活動体制の整備

施策 7.2 防疫用資機材の備蓄及び調達

7.1 防疫活動体制の整備

【総務防災課、環境課】

市は、県の防疫活動組織に準じて組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立しておく。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備しておく。

7.2 防疫用資機材の備蓄及び調達

【総務防災課、環境課】

市は、関係機関と連携し、発災時の防疫及び保健衛生用器材の調達・確保に努める。

第8 緊急輸送体制の整備

災害時に効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ県、近隣市町、防災関係機関及び関係団体と協議のうえ、市内の各防災拠点をつなぐ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する必要がある。また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

緊急輸送体制の整備を促進するための必要な施策を以下に示す。

施策8.1 緊急輸送路の確保

- 方策(1) 緊急輸送道路の指定
- 方策(2) 道路啓開のための準備
- 方策(3) 道路交通情報の収集及び広報体制
- 方策(4) 応急復旧用資機材の整備
- 方策(5) 輸送施設・拠点の確保等

施策8.2 緊急車両の確保

- 方策(1) 輸送車両の増強
- 方策(2) 調達体制
- 方策(3) 緊急輸送車両等の事前届出の推進

8.1 緊急輸送路の確保

【道路河川課、道路管理課、総務防災課】

災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、市は、災害時に緊急輸送に用いる道路の指定を検討し、通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備を推進する。

(1) 緊急輸送道路の指定

① 市指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域内での災害応急活動を円滑に行うため、主要な道路を災害時緊急輸送道路に指定する。

※参照：資料編 I 「資料5-1 深谷市指定の緊急輸送道路」

□緊急輸送道路の指定要件

○市内で幹線道路になっている道路

○県指定の緊急輸送道路及び下記に示す各施設をつなぐ道路

- | | |
|-----------|-------------|
| ・市役所 | ・避難所、避難場所 |
| ・市の出先庁舎 | ・備蓄倉庫 |
| ・市の関係機関施設 | ・輸送の拠点となる施設 |
| ・防災活動拠点 | ・臨時ヘリポート |

② 県指定の緊急輸送道路

県は、市域における災害時の緊急輸送道路を指定している。

※参照：資料編 I「資料5-2 県指定緊急輸送道路（深谷市）」

③ 緊急輸送道路及び沿線の整備

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の耐震化、不燃化を促進し、倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を最小化するように努める。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を調査、把握し、その解消に努め、必要に応じて関係機関に要請する。

④ 応急復旧時の活動体制の整備

市は、災害時の応急復旧作業が円滑に進められるよう、国土交通省、県、近隣市町、警察、自衛隊、建設業界等との協力体制をあらかじめ整備する。

⑤ 市民への周知

市は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より市民へ周知する。

また、災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

(2) 道路啓開のための準備

市は、災害時の道路の障害物除去による道路啓開を迅速に行うため、道路啓開のための優先順位の決定や作業の割り当て等の計画をあらかじめ立案する。

(3) 道路交通情報の収集及び広報体制

市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を、県及び防災関係機関との連携のうえで整備に努める。

(4) 応急復旧用資機材の整備

市は、災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

(5) 輸送施設・拠点の確保等

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）について把握・点検するものとする。また、市、国及び県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

8.2 緊急車両の確保

【議会事務局、総務防災課、総合支所】

災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、市はこれを効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

(1) 輸送車両の増強

災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

(2) 調達体制

市は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、災害時に迅速に調達できるよう、関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(3) 緊急輸送車両等の事前届出の推進

市は、災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の埼玉県公安委員会への事前届出を推進する。

第9 応急仮設住宅対策

災害による被害等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

県は災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置し、また市はその設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。

そのため、被災者に対する指導・相談等を実施するとともに、あらかじめ災害世帯数を想定し、迅速に応急仮設住宅が供給できるように設置場所、資機材の調達及び人員の確保体制を確立する。

また、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備するものとする。

応急仮設住宅対策の整備を推進するための必要な施策を以下に定める。

施策 9.1 応急措置等の指導、相談

施策 9.2 応急仮設住宅の用地の確保

- 方策(1) 応急仮設住宅の建設戸数の検討
- 方策(2) 応急仮設住宅用地の選定

施策 9.3 応急仮設住宅用資機材の確保

9.1 応急措置等の指導、相談

【都市計画課、建築住宅課】

市は、建築物の被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のため、住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

9.2 応急仮設住宅の用地の確保

【都市計画課、建築住宅課】

市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保しておくことが重要である。

仮設住宅の用地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を選定しておく必要がある。

(1) 応急仮設住宅の建設戸数の検討

応急仮設住宅の建設戸数は、想定地震による被害想定結果から得られた木造建物及び非木造建物の全壊棟数、及び焼失棟数等を参考に検討する。

仮設住宅用地については、より多くの候補地を選定しておく必要がある。

《建物被害想定結果》

区分		地震名	関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点：北)
建物被害	全壊	木造	4,862
		非木造	299
	焼失棟数		151

出典) 平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

(2) 応急仮設住宅用地の選定

市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設の候補地をあらかじめ指定するものとする。

そのため、応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い、建設に適当な候補地を選定する。

※参照：資料編 I 「資料6-4 応急仮設住宅用地の候補地」

□候補地の選定基準

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 居住地域と隔離していない場所
- 豪雨等による浸水被害や土砂災害等の被害のあわない場所
- 電気・ガスの供給が出来る場所
- 汚水排水処理に適している場所
- 通風換気に適している場所 等

9.3 応急仮設住宅用資機材の確保

【建築住宅課】

市は、(社)プレハブ建築協会、市建設業界及び関係団体等との協力体制の強化を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努める。

第10 文教・保育対策

災害時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する必要がある。

文教対策に必要な施策を以下に示す。

施策 10.1 学校等の災害対策

- 方策(1) 市が行う対策
- 方策(2) 校長等が行う対策
- 方策(3) 学校の防災マニュアルの作成

10.1 学校等の災害対策

【教育委員会、校長等、こども未来部】

(1) 市が行う対策

所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

教材用品の調達及び配給の方法については市教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。なお、保育園に関しても、支援策を講じていく。

(2) 校長等が行う対策

学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。

校長及び園長等は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。

-
- 本計画における学校の位置づけを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
 - 児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
 - 必要に応じて、児童生徒の保護者への引渡し方法についても事前に検討し、保護者との情報共有に努める。
 - 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
 - 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
 - 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。
-

(3) 学校の防災マニュアルの作成

校長等は、学校等の防災マニュアルを作成するよう努め、災害時の学校の防災対策について、保護者に対し周知を図るものとする。

第11 帰宅困難者対策

平成27年国勢調査によると、市に常住する就業者・通学者のうち34,016人の市民が他市区町村に通勤・通学（県内へは25,645人、県外へは8,089人（都内3,737人、他県4,352人））しており、大規模地震が発生した場合には、多くの人が県内・外で帰宅困難になることが予想される。

そのため、市は市民に対し、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、県及び関係機関等と協議し、実施していく。

帰宅困難者対策を推進するための必要な施策を以下に示す。

施策11.1 帰宅困難者の把握

- 方策(1) 帰宅困難者の定義
- 方策(2) 帰宅困難者数の把握

施策11.2 帰宅困難者発生に伴う影響

- 方策(1) 地域の災害対応力の低下
- 方策(2) 非居住者の増加
- 方策(3) 都内帰宅困難者

施策11.3 帰宅困難者への啓発等

- 方策(1) 市民への啓発
- 方策(2) 災害用伝言ダイヤルのPR
- 方策(3) 事業所等への要請
- 方策(4) 関係機関との連携
- 方策(5) 徒歩帰宅訓練の実施
- 方策(6) 徒歩帰宅の心得7カ条
- 方策(7) 帰宅困難者用物資の確保

施策11.4 企業等における帰宅困難者対策

施策11.5 学校における帰宅困難者対策

11.1 帰宅困難者の把握

【総務防災課、商工振興課】

(1) 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止する等により、外出先で足止めされることとなる。

このため、徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

(2) 帰宅困難者数の把握

平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書によると、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市では、夏12時の帰宅困難者が最も多く、県内外あわせて16,867人にのぼると予測されており、そのうち、県外の帰宅困難者は6,637人、うち都内での帰宅困難者数は3,981人と予測されている。

また、平成 27 年国勢調査によると、本市から都内へ通勤・通学している者は 3,737 人であり、都内へ通勤通学する者のほとんどが帰宅困難になると考えられる。

11.2 帰宅困難者発生に伴う影響

【総務防災課】

東日本大震災が発生した際には、都内では帰宅困難者が約 300 万人発生した。主要駅では混乱が生じ、道路では車や徒歩帰宅者によって大渋滞が発生した。深谷駅でも駅周辺で滞留者が発生した。帰宅困難者（「関東平野北西縁断層帯地震」を想定）の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書によると、夏 12 時では、16,867 人の市民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

(2) 非居住者の増加

平成 27 年国勢調査によると、鉄道の停止に伴い市内において帰宅困難となる人が発生し、市外から本市に就業・通学している 25,233 人も市内において帰宅困難者となることが考えられる。

(3) 都内帰宅困難者

平成 27 年国勢調査によると、本市から県外に就業・通学している 8,089 人の約半分の 3,981 人は都内で帰宅困難となるが、都内全体では 371 万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。

11.3 帰宅困難者への啓発等

【総務防災課】

(1) 市民への啓発

「自分の身は自分で守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

-
- 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
 - 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること
-

(2) 災害用伝言ダイヤルのPR

災害用伝言ダイヤル171等を利用した安否等の確認方法についてPRする。

(3) 事業所等への要請

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

-
- 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食料や情報の入手手段の確保
 - 災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保
-

(4) 関係機関との連携

① 埼玉県石油業協同組合との協定

ガソリンスタンドを一時休憩所として徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結していく。

② 徒歩帰宅支援者に対する支援の検討

徒歩帰宅支援者に対する支援について、関係機関との連携を検討していく。

※参考『「埼玉県震災時帰宅支援マップ」の配布』

県は、「埼玉県震災時帰宅支援マップ」を作成し、帰宅困難者支援の協定を締結している事業者の店舗において、帰宅困難者支援が確実に実施されるように関係各店舗に配布した。

(5) 徒歩帰宅訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施するとともに、市民への啓発のほか、隣接している東京都や区、県内市町村との連携を図り、帰宅困難者に対する支援方策を検証・検討していく。

(6) 徒歩帰宅の心得7カ条

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

(7) 帰宅困難者用物資の確保

帰宅困難者が発生する場合に備え、一時滞在場所をあらかじめ確保するとともに、必要に応じて食料や水の確保に努める。

11.4 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

11.5 学校における帰宅困難者対策

【教育部】

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第12 その他の災害予防

施策12.1 孤立化地域対策

- 方策(1) 孤立のおそれがある地区の状況把握
- 方策(2) 救援実施に必要な体制整備
- 方策(3) 地域コミュニティによる支援機能の強化
- 方策(4) 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

施策12.2 リ災証明書の発行体制の整備

- 方策(1) 発行体制の整備
- 方策(2) 支援システムの活用

施策12.3 がれき処理等廃棄物対策

- 方策(1) 災害廃棄物の仮置場候補地の選定
- 方策(2) 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保
- 方策(3) 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保
- 方策(4) 広域連携による廃棄物処理

施策12.4 被災中小企業支援

- 方策(1) 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

12.1 孤立化地域対策

【総務防災課】

市は、大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

(1) 孤立のおそれがある地区の状況把握

市は、地理的特性等を参考に、孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行うものとする。

また、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県、国及び指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡するものとする。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(2) 救援実施に必要な体制整備

- 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。
- 孤立するおそれのある地区においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。
- 孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。
- 気象警報等を基に被災前に避難所を開設する等、孤立集落を生まない取組を検討する。

(3) 地域コミュニティによる支援機能の強化

地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

(4) 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

市及び県は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、住民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

12.2 リ災証明書の発行体制の整備

【資産税課、総務防災課】

市は、被災者支援を迅速に行えるようリ災証明書の発行体制を整備する。

(1) 発行体制の整備

市は、災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 支援システムの活用

市は、効率的なリ災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

12.3 がれき処理等廃棄物対策

【環境衛生課、総務防災課】

衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。また、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(1) 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

- 市は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。
- 仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。
- 仮置場の確保は平常時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

(2) 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

- 仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。
- 仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。
- 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

(3) 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

- 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。
- 生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

(4) 広域連携による廃棄物処理

市は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、(福)深谷市社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

12.4 被災中小企業支援

【商工振興課】

被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

(1) 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第3節 市民の協力による防災対策

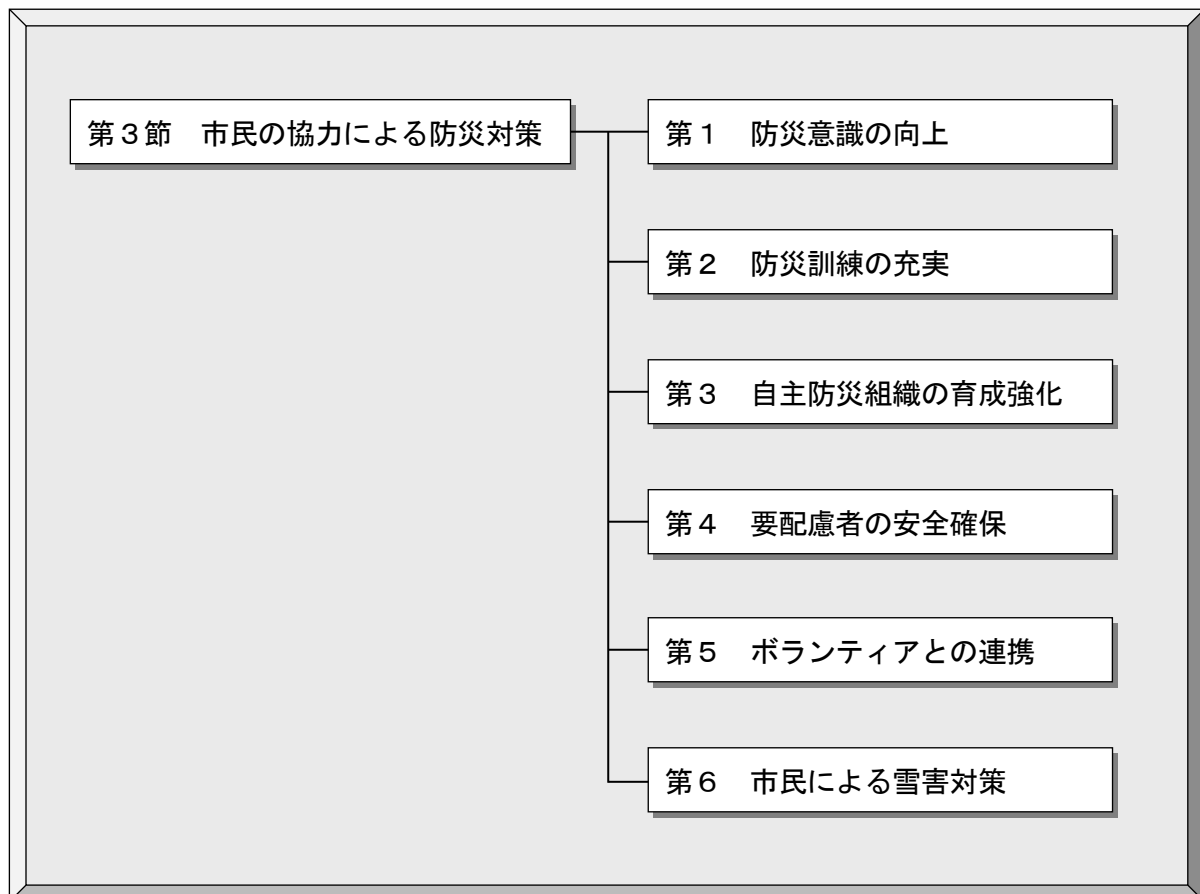
防災対策は、「自分の身は自分で守る」という自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、さらに、市をはじめ、警察、消防、県、国といった行政機関、ライフライン各社などによる公助を行うことが基本である。

市民・地域・公的機関がそれぞれ役割を果たし、連携・協働して行うことが被害を最小限に抑えるために非常に重要であり、市民や事業所の日ごろの災害への備えと災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となる。

このことから、市は、自主防災組織の育成強化、市民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

また、災害時に被害を受けやすい要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進する。

市が実施する市民の協力による防災対策に係る施策を以下に示す。



第1 防災意識の向上

災害による被害を未然に防止し軽減する上で、市民自らが果たす役割は極めて大きいことから、市は市民への防災に関する生涯学習を推進することで、市民の防災行動力の向上や地域を守る一員としての意識の醸成に努める。

市、県及び国は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

以下に、市民の防災意識の向上を促進するための必要な施策を定める。

施策 1.1 啓発活動の推進

- 方策(1) 広報紙・ホームページ等による啓発
- 方策(2) PR資料の作成配布
- 方策(3) ハザードマップの周知徹底等
- 方策(4) マスメディアの活用

施策 1.2 防災教育の推進

- 方策(1) 市民への防災教育
- 方策(2) 学校教育（施設）における防災教育
- 方策(3) 社会教育（施設）における防災教育
- 方策(4) 事業所等の防災教育
- 方策(5) 防災上重要な施設における防災教育
- 方策(6) 市職員の防災教育
- 方策(7) 防災知識の普及における要配慮者等への配慮

1.1 啓発活動の推進

【総務防災課、各部共通】

市は、市民等を対象に各種防災広報を実施しており、今後ともPR資料の作成配布、講演会・研修会の開催等を実施し、防災広報の充実を図り、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するなど、災害に対する知識の普及や防災意識の向上に努める。また、市の防災対策や防災備蓄品の状況等についても、市民に対し周知するよう努める。

(1) 広報紙・ホームページ等による啓発

市の広報紙やホームページ等に防災関連記事を随時掲載し、広く市民に防災知識の普及啓発を図る。

(2) PR資料の作成配布

防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のPR資料を作成、配布し、防災知識の普及啓発を図る。

(3) ハザードマップの周知徹底等

地震ハザードマップ及び洪水ハザードマップの周知徹底に努め、地域・個人として災害時にどのように行動すべきか確認できるよう促す。

また、ハザードマップは必要に応じて、更新及び充実化を行うことを検討していく。

さらに、自治会等による地区別ハザードマップの作成を推進し、支援する。

なお、ハザードマップは想定されたシナリオの一つであることを、常に考慮しておくよう市民に対して周知していくものとする。

(4) マスメディアの活用

市は、テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じた広報活動を行い、市民の防災意識の向上を図る。

1.2 防災教育の推進

【総務防災課、福祉健康部、教育委員会、消防本部】

市は、幼児・児童・生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災対策要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。なお、災害教訓を伝承することは、市民の責務である。また、各防災機関において防災教育を行うことは、努力義務である。

(1) 市民への防災教育

市は、火災予防運動、国民安全の日（7／1）、防災の日（9／1）、救急の日（9／9）、危険物安全週間等の行事を通じて、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識を一般市民に広く普及させるものとする。

また、市は災害教訓を収集・整理・保存し、市民が災害の教訓を伝承することを支援する。

さらに、自治会及び自主防災組織を対象として、自主防災組織の結成及び活動の活性化、防災意識の向上のためのビデオの貸し出しを行い、防災知識を広く普及させるものとする。自治会等地域による防災活動については、整備及び指導を推進していく。

①市民等に普及すべき防災知識

- 自助・共助・公助の考え
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災、令和元年東日本台風等の災害教訓の伝承
- 市民の災害時の行動、避難所や避難場所での行動、注意事項、必要な備蓄品目等
- 避難所や避難場所
- 安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所
- 避難経路
- 要配慮者や女性等への配慮の必要性
- 災害時の声かけ行動の重要性
- 受援力の強化
- 支援物資の送り方やボランティア活動など被災地支援に関する知識
- 地震や気象災害に関する情報

- 生活再建に資する行動
- その他必要事項

□家庭内の三つの取組の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら災害に備える取組を家庭内で実施する。市は、三つの取組を中心に、市民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

- ①家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- ②災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- ③家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

②適切な避難行動に関する普及啓発

ア 適切な避難行動

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることができるよう普及啓発を図る。

イ マイ・タイムラインの作成

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

□マイ・タイムライン作成のポイント

1 事前の確認

- ①住んでいる場所の特徴
住んでいる場所が浸水エリアや土砂災害区域等に入っているか市町村が作成するハザードマップで確認
- ②避難先の想定
住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。
 - ・自宅が安全が確保できる場合は「在宅避難」……自宅待機
 - ・避難が必要な場合は「立退き避難」……避難場所、安全な場所にある親戚・知人宅等
 - ・避難が必要だが困難な場合は近隣への「立退き避難」若しくは「屋内安全確保」
 - ……近隣の安全な場所：3階建て以上の強固な建物（浸水する深さ5m未満の場合）、小高い場所
 - ……家の中の相対的に安全な場所：上の階、がけから離れた部屋

2 情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

3 早めの避難

警戒レベル4：避難指示までに危険な場所から必ず全員避難

出典）県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」

(2) 学校教育（施設）における防災教育

学校は、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

市、県及び国は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

なお、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて実施する。特に、発災時の危険及び避難時の安全な行動について、幼児・児童・生徒の学年に即した指導をする。

① 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な盛り上げを図るため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練等を実施する。

② 教科等による防災教育

各教科等を通じ、災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等について学習する。現在の防災対策、災害発生時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

③ 教職員に対する防災研修

災害発生時の教職員のとるべき行動とその意識、幼児・児童・生徒に対する指導の要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した幼児・児童・生徒の心のケア及び災害発生時に、特に留意する事項等について研修を深め、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

(3) 社会教育（施設）における防災教育

公民館等の社会教育施設において防災教室等の市民への学習の場を設けるとともに、PTA・婦人会等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

(4) 事業所等の防災教育

事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施することが必要である。そのため、市は、事業所における防災教育の充実に向けて積極的な指導を行う。

① 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

① 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性があるため、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活

動を行う。

夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日ごろから防災意識の向上に努める。

② その他不特定多数が集まる施設

大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達その他各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

(6) 市職員の防災教育

市職員に対しては、防災意識の向上に努めるとともに、災害時の率先した行動、災害対応の強化、全庁挙げての防災への取組強化等を実施する。

また避難所運営担当職員に対しては、女性などへの配慮の必要性について、十分に認識させるものとする。

(7) 防災知識の普及における要配慮者等への配慮

防災知識の普及を実施する際は、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、自主防災組織のリーダー研修を実施するなど、自主防災組織の育成、強化を図る。その際は、女性の参画についても促進を図る。

第2 防災訓練の充実

市は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力のかん養を図るとともに、行政と市民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の向上を図るため、防災訓練を継続的に実施する。

市及び県は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

このため、防災訓練の充実、促進するための必要な施策を以下に定める。

施策 2.1 総合防災訓練

施策 2.2 市及び防災関係機関の訓練

- 方策(1) 消防訓練
- 方策(2) 避難・救助訓練
- 方策(3) 災害通信連絡訓練
- 方策(4) 非常参集訓練
- 方策(5) 緊急輸送路の応急復旧訓練

施策 2.3 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

- 方策(1) 事業所の訓練
- 方策(2) 自主防災組織等の訓練
- 方策(3) 市民の訓練

施策 2.4 水防訓練

- 方策(1) 実施の時期
- 方策(2) 実施方法
- 方策(3) 訓練種目

施策 2.5 防災訓練の充実・強化等

- 方策(1) 防災訓練の充実・強化
- 方策(2) 訓練の検証

2.1 総合防災訓練

【総務防災課、消防本部】

大規模災害の発生を想定し、災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施する。訓練では、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

① 実施の時期等

防災の日を中心とした日、又は訓練効果のある日を選び実施に努める。

② 実施場所

総合防災訓練に適した場所とする。

③ 実施方法

本市の主催又は県並びに他市町村との共催により、防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。

④ 訓練内容

□市が主とする内容

- 災害対策本部等の設置運営訓練
 - 災害情報の伝達収集、広報訓練
 - 非常参集訓練
 - 災害現地調査訓練
 - 避難誘導訓練
 - 避難所、救護所運営訓練
 - 応援派遣訓練
 - 道路応急復旧訓練
 - 水防訓練
 - 自主防災組織等の活動支援訓練等
-

□防災関係機関が主とする内容

- 消火訓練
 - 救出救助訓練
 - 救急救護訓練
 - 災害医療訓練
 - 非常参集訓練
 - 学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練
 - ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練
 - 救援物資輸送訓練
 - 交通規制訓練等
-

□自主防災組織・市民が主とする内容

- 初期消火訓練
 - 応急救護訓練
 - 炊き出し訓練
 - 巡回点検訓練
 - 高齢者、障害者等の安全確保訓練
 - 避難訓練
 - 避難誘導訓練等
-

2.2 市及び防災関係機関の訓練

【総務防災課、福祉健康部、こども未来部、都市整備部、教育委員会、消防本部】

市及び防災関係機関は、災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

(1) 消防訓練

消防機関は、市民の生命、身体、財産を保護するため、災害形態に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

□実施の時期等

災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

□実施場所及び方法

市内の適当な場所において、消防職員、消防団員を中心として実施する。

□訓練内容

- 初動出動対応訓練
- 災害情報収集活動訓練
- 遠距離中継送水訓練
- 大規模災害対応訓練
- 消防団、自主防災組織等との連携活動訓練
- 非常参集訓練
- その他消防に関する訓練

(2) 避難・救助訓練

災害時における避難及び救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次により避難救助訓練を実施する。

□実施の時期等

総合防災訓練等の訓練と併せて実施するほか、随時単独で実施する。

□実施の場所

学校、公民館、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。

□実施方法

○市による避難救助訓練

市が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て実施に努める。

○保育所、幼稚園、小・中・高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

施設管理者は、災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。

(3) 災害通信連絡訓練

災害時における関係機関の通信連絡を円滑、迅速、確実に行うために、次のような災害通信連絡訓練を実施する。

□実施の時期等

総合防災訓練と併せて実施するほか、定期的あるいは随時単独で実施する。

□実施方法

市の通信関係機関をはじめ防災関係機関の協力を得て実施する。

□実施事項

- 災害に関する予測、警報の通知及び伝達
 - 被害状況報告
 - 災害応急措置についての報告及び連絡
-

□訓練内容

- 通信連絡訓練
 - 非常無線通信訓練
-

(4) 非常参集訓練

防災関係機関は、非常参集訓練を実施するとともに、併せて本部運営訓練及び情報収集・伝達訓練を行い、災害時の即応体制の強化を図る。

□実施の時期等

総合防災訓練の際、又は効果のある日を選び実施する。

□実施方法

本計画及び防災関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

(5) 緊急輸送路の応急復旧訓練

道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、県、警察及び防災関係機関と連携して訓練を実施する。

2.3 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

【総務防災課、消防本部】

災害時に自らの命及び安全を確保するため、事業所、自主防災組織及び市民は、平常時から
の訓練により災害時の行動に習熟する。また、関連する防災機関との連携を図る。

(1) 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の
管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加す
る。

(2) 自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連
防災機関との連携を図るため、市及び消防機関等の指導の基に地域の事業所と連携して、年
1回以上の組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合防
災訓練を実施する。

なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との
連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 市民の訓練

市民は、「自分の身は自分で守る」という認識に立ち、各種の防災訓練への積極的な参加や
家庭での防災会議の実施等を継続的に行い、防災対策の強化に努める。

また、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識
の普及啓発、防災意識の向上及び防災行動力の強化に努める。さらに、市民に対して、日常
的な防災訓練の実施を指導するとともに、自治会等の市民に身近な防災訓練の実施を指導す
る。

2.4 水防訓練

【各部共通】

市は、梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、以下に示
す内容で水防訓練を実施する。

(1) 実施の時期

洪水が予想される台風期前の最も訓練効果のある日を選び、年1回以上実施する。

(2) 実施方法

市の加入する大里郡利根川水害予防組合と協力して実施する。

(3) 訓練種目

次に掲げる訓練の一部又は全部について実施する。

- ① 水防工法訓練
- ② 避難誘導訓練
- ③ 水防資材輸送訓練
- ④ 通信、情報連絡訓練
- ⑤ 招集訓練
- ⑥ 広報訓練
- ⑦ その他水防上必要な訓練

2.5 防災訓練の充実・強化等

【総務防災課、消防本部】

防災訓練には、最新の情報と災害の教訓を常に反映し、また行った訓練を検証して問題点を抽出し、次の訓練に反映させることが重要である。

(1) 防災訓練の充実・強化

-
- 防災訓練における市民（特に女性及び要配慮者）の参加促進
 - 訓練内容の充実・強化
 - 実行力のある訓練の実施
 - 大規模広域災害に備え、関係機関と連携した実践型の防災訓練の実施
 - 防災訓練における要配慮者への配慮
 - 訓練による検証
 - 訓練による課題の把握
-

(2) 訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせ実施し、評価及び検証を行う。

① 評価及び検証の方法

- 訓練後の意見交換会
- アンケートによる回答
- 訓練の打合わせでの検討

② 検証の効果

- 評価や課題を整理し、地域防災計画の見直し資料とする。
- 他の防災訓練に対する助言や参考資料とする。
- 次期の訓練計画に反映する。

第3 自主防災組織の育成強化

大規模災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊によって、防災関係機関の活動が遅れたり、活動が阻害されることが予想される。

このような事態に対し、被害の防止又は軽減を図るため、「自分の身は自分で守る」をスローガンに、市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行うことが必要である。このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、地域の安全と密接な関連がある事業所は、自主的な防災組織（自衛消防組織等）を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災会等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはならない。

このため、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

自主防災組織の育成強化を促進するための必要な施策を以下に定める。

施策3.1 自主防災組織の育成

- 方策(1) 自主防災組織整備の考え方
- 方策(2) 自主防災組織の整備
- 方策(3) 自主防災組織育成のための諸方策の推進

施策3.2 事業所等の防災組織の育成

- 方策(1) 事業所等の防災体制の充実
- 方策(2) 多数の人が出入りする施設の防災組織
- 方策(3) 危険物等関連施設等の防災組織
- 方策(4) 事業継続力強化支援計画の策定

3.1 自主防災組織の育成

【総務防災課、消防本部】

災害による被害の防止、軽減を図るためには、行政や防災関係機関とともに、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

そのため、災害時に円滑な救援活動が行えるよう平常時から各地域及び事業所における自主防災組織の整備を促進していく。

あわせて自主防災組織の活動環境の整備を積極的に行う。

(1) 自主防災組織整備の考え方

災害時、市は組織の全機能を挙げて防災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害が予想される。また、災害が広域にわたる可能性が高く、こうした場合に市の限られた人員のみで災害に対処することは困難になることも予想される。

このため、住民及び事業所は行政の防災活動に協力するとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという心構えをもち、災害発生初期における初期消火、人命救助、二次災害の防止や被害の軽減化、避難活動の推進など、自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

市は、市民の防災活動が各地域で効果的に行われるよう、地域ごとに自主防災組織の育成を図り、日頃から防災意識の向上と普及を進めていく。

(2) 自主防災組織の整備

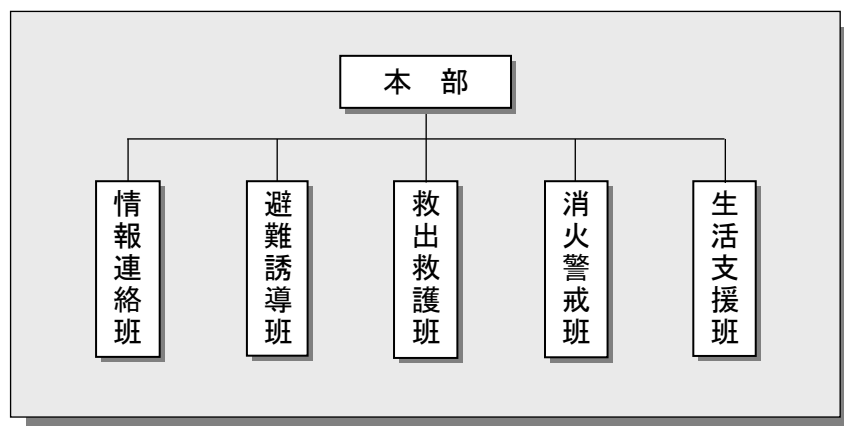
① 組織づくり

自主防災組織は、地域の連帯意識に基づいたコミュニティ活動の一環として位置づける。このため自主防災組織は、自治会やマンションの管理組合、防災に関するNPO等の組織で編成していくことが望ましい。

また、大規模災害に対処するために、各地区が協力連携して効果的な活動を行うように自主防災会等交流会を設置する。地域防災組織は、防災意識の高まりなど地域住民の組織づくりに関する意識が基本となることから、市は、当該地区の市民に対し情報や知識の提供など啓発活動を積極的に行い組織づくりを働きかける。また、自治会による自主防災組織としての組織作りの推進、自治会との連携強化を実施していくものとする。

自主防災組織の標準的な組織編成は次のとおりである。

《自主防災組織の標準編成》



《活動内容》

班区分	平常時	災害時
本部	- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 - 会の庶務及び経理	- 対策本部の設置及び運営 - 各班との連絡、調整
情報連絡班	- 防災知識の普及 - 情報の収集伝達体制の確立 - 情報伝達訓練の実施	被害状況、災害情報の収集、報告、広報
避難誘導班	- 避難誘導訓練の実施 - 要配慮者の把握	- 人員確認、地域住民の避難誘導 - 避難所の設置協力
救出救護班	- 救出救護訓練の実施 - 診療所、医療機関等との協議	- 要配慮者の保護、安全確保 - 負傷者の救護、医療機関との連携 - 救援物資の受入、配分
消火警戒班	- 消火訓練の実施 - 地区内の安全点検	- 火災の初期消火 - 火災情報の対策本部及び関係機関への連絡
生活支援班	- 地元商店等との協議 - 非常用物資の備蓄・管理	食料、飲料水の調達、配分

※参考『市の自主防災組織の組織率（令和3年4月1日現在）』

81.48%

② 自主防災組織のリーダー発掘・育成

住民主体となって自主防災組織づくり及び運営を行うために、自主防災組織の市民リーダーの発掘・育成に努める。

□リーダー発掘・育成の事例

○地域の活動のリーダーの発掘

自主防災組織は、コミュニティ活動の一環であることから、地域の活動（バザーやお祭り、スポーツ・運動会等）における中心的人材を活用して地域防災のリーダーとして育成を図る。

○消防経験者等の育成

消防活動の経験者（消防団・消防職員のOB等）や自主防災組織の必要性を認識している公務員OB等を組織のリーダーとして育成していく。

○専門分野の経験者の育成

看護師や大工、エンジニア等専門的知識や経験を活用して、自主防災組織の各分野におけるリーダーとして育成する。

○リーダー研修

自主防災組織のリーダー的立場にある者を対象に防災上の知識、技能の向上をはかることにより自主防災組織のリーダーとして育成することを目的としてリーダー研修を行う。

(3) 自主防災組織育成のための諸方策の推進

市民の組織活動への参加を促進するために防災訓練や防災知識の普及啓発、情報の提供、表彰制度の導入などの方策を推進する。

□育成のための諸方策の事例

○楽しみながら行える訓練や防災知識の啓発活動

ゲーム的要素やレクリエーション的要素をとりいれながら防災訓練や知識の啓発活動を行う。 例) 防災施設ウォークラリー、深谷市防災フェア等

○防災訓練の機会を増やす

「いつでもどこでも訓練を実施する」というように、地区のお祭りや運動会など地域の人々が集まる機会に訓練や防災知識の啓発を織り込む。

○情報の提供

自主防災活動の紹介や参加を呼びかけるために、他市町村の自主防災組織の活動事例等を広く地域の人々に情報提供するとともに、自主防災組織のための広報誌・会報発行の支援を行う。

○表彰制度の創設

防災訓練に積極的に参加したり、家屋の耐震診断やブロック塀の点検を行うなど、活発に活動している自主防災組織に対して市長表彰を行い、自主防災組織の活性化に努める。また、表彰する対象事項をまちづくりと一体化して行う。

このほか、次のような支援策の実施を進める。

- 市民に対する普及啓発
- 防災資機材、防災訓練場所確保の支援
- 防災に対する講習会、講演会等の推進
- 救命講習の受講の推進
- 防災関連機関の見学会の実施
- 市内外の自主防災組織との情報交換会（友好団体の締結）の実施
- 自主防災組織の手引き（活動ハンドブック）の作成

3.2 事業所等の防災組織の育成

【総務防災課、消防本部、商工振興課】

大規模災害が発生した場合、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要となる。

特に市内には、深谷工業団地、御稜威ヶ原工業団地、春日丘工業団地が形成されており、こうした地区での災害発生の予防、被害軽減のためにも、各事業所等の自主防災組織の整備が必要である。

市は、商工団体を通じて各事業所等の自主防災組織と連携を図り、被害の拡大を防止する。

(1) 事業所等の防災体制の充実

各事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネ

ジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、国及び地方公共団体が実施する事業所等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、各事業所が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。さらに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

市は、事業所と地域が連携できるよう指導や助言を行っていく。

(2) 多数の人が出入りする施設の防災組織

学校や不特定多数の人が出入りする病院等の施設の管理者は、災害の防止及び軽減を図るため、防災組織を結成し防災対策を実施する。また市が実施する防災関連活動に積極的に協力していく。

市は、防火管理者を主体とした自主的な防災組織の育成指導の推進を図る。

(3) 危険物等関連施設等の防災組織

危険物等関連施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(4) 事業継続力強化支援計画の策定

市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第4 要配慮者の安全確保

大規模災害の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合、要配慮者が、適切な防災行動をとることは容易でなく、災害時、被害を受ける場合が多い。特に、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である避難行動要支援者に対しては、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援が必要となる。

このため、市は、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策を推進する。市の要配慮者の安全確保を推進するために必要な施策を以下に示す。

施策 4.1 避難行動要支援者の安全対策

- 方策(1) 要配慮者の把握
- 方策(2) 避難行動要支援者の範囲の決定
- 方策(3) 避難行動要支援者名簿の作成
- 方策(4) 避難支援等関係者への名簿情報の提供
- 方策(5) 避難行動要支援者名簿の更新
- 方策(6) 名簿情報の適正管理
- 方策(7) 個別避難計画の作成
- 方策(8) 防災訓練の実施

施策 4.2 要配慮者全般の安全対策

- 方策(1) 緊急通報システムの整備
- 方策(2) 防災基盤の整備
- 方策(3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備
- 方策(4) 地域との連携
- 方策(5) 相談体制の確立
- 方策(6) 防災知識の普及・啓発

施策 4.3 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策

- 方策(1) 災害対策計画の策定
- 方策(2) 避難確保計画の策定
- 方策(3) 防災教育の充実
- 方策(4) 防災訓練の充実
- 方策(5) 地域との連携

施策 4.4 外国人に対する安全対策

- 方策(1) 外国人の所在把握
- 方策(2) 防災知識の普及・啓発
- 方策(3) 防災訓練の実施
- 方策(4) 通訳・翻訳ボランティアの確保
- 方策(5) 誘導標識、避難所案内板等の設置

4.1 避難行動要支援者の安全対策

【総務防災課、福祉健康部】

市は、災害時に特別な配慮が必要な避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努め、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(1) 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、市関係各課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

(2) 避難行動要支援者の範囲の決定

避難行動要支援者の範囲は、居宅で生活し、自ら避難することが困難である者で、次の項目に該当する者とする。

□避難行動要支援者の範囲

- ひとり暮らしの65歳以上の方
- 75歳以上の高齢者のみの世帯の方（高齢者夫婦世帯等）
- 介護保険で要介護4・5の認定を受けている方
- 身体障害者手帳1・2級の方
- 療育手帳マルA・Aの方
- 指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童
- その他（自力で避難することが困難で、避難援助が必要な方）

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、市関係部課で把握している情報を収集、集約し、次の記載事項に基づいて名簿を作成する。

□避難行動要支援者名簿の記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居住
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援を必要とする事由
- 前各項目に掲げるもののほか、避難支援の実施に関し、市長が必要と認める事項

(4) 避難支援等関係者への名簿情報の提供

市は名簿情報の提供について、本人の同意が得られた場合には、平常時から、次の避難支援等関係者に対して名簿情報を提供できるものとする。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災対法の規定に基づき、同意の有無にかかわらず、提供できるものとする。

□避難支援等関係者

- 消防機関
 - 埼玉県警察（深谷、寄居警察署）
 - 民生委員・児童委員
 - (福)深谷市社会福祉協議会
 - 自治会
 - 自主防災組織
 - その他市長が必要と認めた者
-

(5) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況が常に変化しうることを踏まえ、市関係各課で把握している情報をもとに、定期的に、名簿の更新を行うものとする。

(6) 名簿情報の適正管理

避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供する際には、名簿情報の漏えいの防止等適切な情報の管理が図られるように求める。

(7) 個別避難計画の作成

① 個別避難計画の作成と管理

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実状を踏まえつつ、本計画に基づき、市関係各課、福祉専門職、(福)深谷市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

② 地区防災計画との整合

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

③ 個別避難計画の提供

本計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、(福)深谷市社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(8) 防災訓練の実施

市は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

4.2 要配慮者全般の安全対策

【総務防災課、福祉健康部】

市は、要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努める。

(1) 緊急通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救援活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報システムの整備に努める。

今後とも、緊急通報システムを整備、拡充するとともに、高齢者（特に一人暮らし高齢者）及び障害者に対して、緊急通報システムの利用促進を図る。

(2) 防災基盤の整備

市及び県は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、市、県、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、市、県は、その他の集客施設における取組を促進する。

(3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、要配慮者への災害情報の伝達を有効に行うため、文字放送テレビやFAXの設置、携帯電話の文字メールの活用、手話通訳者の確保等体制を整備する。また、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等、要配慮者等に対して可能な限り配慮した避難所の生活が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。

(4) 地域との連携

① 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

② 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

③ 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(5) 相談体制の確立

市及び県は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

(6) 防災知識の普及・啓発

要配慮者及びその介護者、特に一人暮らし高齢者を対象に、パンフレット、チラシなどを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、市は、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネージャー・相談支援専門員等）、民生委員・児童委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

□防災知識の例

- 家庭における家具の固定等、身の回りの安全化
 - 食料・飲料水の備蓄
 - 要配慮者の福祉避難所の周知
 - 避難生活での心得の周知
-

4.3 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策

【総務防災課、福祉健康部】

各社会福祉施設の所管課は、避難行動要支援者の迅速な避難活動を支援するため、避難活動を支援するための体制づくりに努める。

特に、洪水浸水想定区域内にある社会福祉施設については、水害の発生が予想される場合、各施設の入所者の状況の把握に努め、総務防災課から伝達される洪水情報や高齢者等避難に応じて迅速な対応を行う。なお、各施設への水防情報の伝達方法は、FAX等により行う。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努め、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(1) 災害対策計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模災害の発生を想定した災害対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを指導する。

① 緊急連絡体制の整備

□職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

□安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

② 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

③ 施設間の相互支援システムの確立

市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合でも、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。

④ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

⑤ 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、以下に示す物資等を最低3日間（推奨1週間）分の備蓄に努める。

○非常用食料（特別食を含む）	○照明器具	○飲料水	○熱源
○常備薬	○移送用具（担架、ストレッチャー等）	○介護用品	

(2) 避難確保計画の策定

水防法又は土砂災害防止法に基づき、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域等の区域内にある社会福祉施設等のうち、本計画にその名称と所在地が記載された施設は、避難確保計画を策定し、それに基づく訓練を実施する。なお、災害対策計画をすでに策定している場合は、水防法第15条の項目に基づく必要事項を追記することで、災害対策計画を避難確保計画に替えることができる。

(3) 防災教育の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定する災害対策計画について周知徹底に努める。

(4) 防災訓練の充実

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民等との合同訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するように努める。

(5) 地域との連携

施設管理者は、災害発生直後の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について、協力が得られるよう平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、市は、施設管理者が災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続が円滑にできるよう協力する。

4.4 外国人に対する安全対策

【総務防災課、協働推進課、市民課】

市には、令和3年4月1日現在 2,263 世帯（総世帯数に占める割合は 3.7%）、3,145 人（総人口に占める割合は 2.2%）の外国人が在住している。

このため、市は、市内に在住する外国人の安全確保に必要な対策を推進する。

(1) 外国人の所在把握

災害時、外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援が実施できるよう、平常時から外国人の所在の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

外国語に翻訳した防災に関するパンフレットを作成、配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やホームページ等の広報媒体を通じて生活情報や防災情報など日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供に努める。

(3) 防災訓練の実施

外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

(4) 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアの確保に努める。

(5) 誘導標識、避難所案内板等の設置

誘導標識、避難所案内板等について、地図やアルファベットを併記するよう努める。

第5 ボランティアとの連携

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有するボランティアと避難所等における避難所運営支援や、支援物資の配布、炊き出し等の特別の資格を必要としないボランティアがあり、災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を果たすことは阪神・淡路大震災で周知のとおりである。このため、市、県及び国は、防災ボランティアの活動環境として、ボランティアの自主性を尊重しつつ、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

ボランティアとの連携協力の整備を推進するために必要な施策を以下に示す。

施策5.1 ボランティアの育成・確保

- 方策(1) ボランティアの育成
- 方策(2) 普及・啓発活動の推進

施策5.2 ボランティア活動の環境整備

- 方策(1) 深谷市ボランティアコーディネート制度の創設
- 方策(2) 資機材の整備
- 方策(3) 補償
- 方策(4) 活動マップの作成
- 方策(5) 受援体制の強化

施策5.3 登録ボランティア

- 方策(1) 砂防ボランティア
- 方策(2) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士
- 方策(3) 災害時動物救護活動ボランティア
- 方策(4) 埼玉県地域防災サポート企業・事業所

5.1 ボランティアの育成・確保

【福祉政策課】

市は、(福)深谷市社会福祉協議会と連携して災害時に活動するボランティアの育成・確保に努める。

(1) ボランティアの育成

ボランティアセンターと協力し、登録されているボランティア団体及び個人の理解を得て、災害時に活動するボランティアの育成、確保を図る。

(2) 普及・啓発活動の推進

ボランティアに対する市民や企業の関心を高めるため、ボランティア関係の講習会、ボランティアや市担当者との交流会の開催を検討する。また、学校教育への導入等も検討する。

5.2 ボランティア活動の環境整備

【福祉政策課、(福)深谷市社会福祉協議会】

市及び県は、災害時においてボランティアやボランティア団体等が、積極的な活動が展開できるよう彩の国会議、(福)深谷市社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

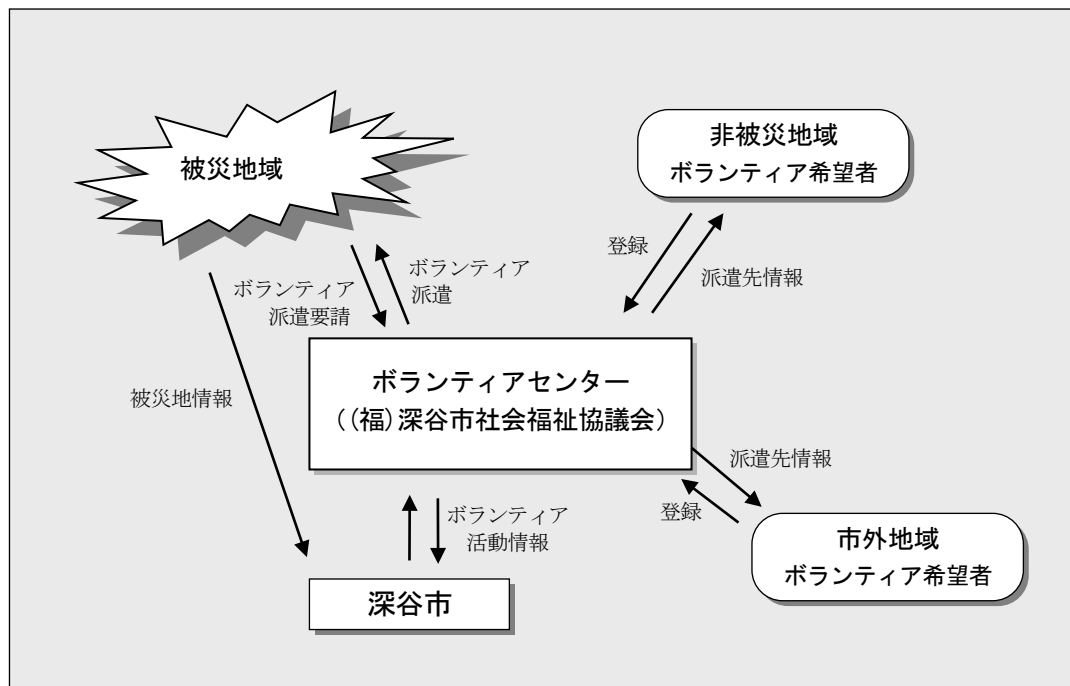
また、災害時に彩の国会議、(福)深谷市社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制構築に努める。

(1) 深谷市ボランティアコーディネート制度の創設

① ボランティアコーディネート制度の概要

災害発生に伴い、県に登録していない団体、個人の多くのボランティアが被災地で活動することが予想され、災害時の混乱によりボランティア同士による業務の重複、競合等の事態が発生することが考えられる。このため、来訪したボランティア希望者を一箇所で登録を行い、ボランティア活動要請のある被災地にあっせんするボランティアコーディネート制度を創設する。

《深谷市ボランティアコーディネート制度》



② ボランティアセンター

市は(福)深谷市社会福祉協議会と協力し、災害時におけるボランティア活動の受入窓口となるボランティアセンターを(福)深谷市社会福祉協議会に設置する。災害時に活動が円滑に行われるようにボランティア希望者の登録、ボランティア活動の要請受付、ボランティアのあっせん等の機能を整備し、市と被災地情報や活動状況等の連絡を密に行うこととする。

(2) 資機材の整備

災害時にはボランティアに対して様々な業務が要求される。このため、ボランティアの作

業が円滑に行われるよう、非常用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備の推進を図る。

(3) 補償

市及び(福)深谷市社会福祉協議会は、防災ボランティアの活動上の安全確保に努める。また、災害時のボランティア活動に対する補償は、(福)深谷市社会福祉協議会が取り扱うボランティア活動保険を利用する。

(4) 活動マップの作成

ボランティア活動支援のために災害時活動マップをあらかじめ作成し、災害時に配布する。災害時活動マップには、病院、市役所、消防、警察、避難所など、災害時の重要施設の所在地及びボランティア活動心得、事故の処置方法などはじめてその土地に来た人がボランティアを行う上で必要とされる情報を盛り込む。また、被災者ニーズ等のボランティアへの情報提供体制の整備を推進する。

(5) 受援体制の強化

防災ボランティアの支援を活かすために、被災地側がボランティアの支援に上手に寄り添う「受援力」が重要である。この受援体制を強化するために、市は、以下に掲げる市民の取組を支援・強化する。

□受援体制を高めるための市民の平常時の取組

- 地域の防災マップをつくる。
- 地域の防災訓練に参加する。
- 支援が必要なときの窓口（相手）を決めて把握しておく。
- 日頃から地域の人と人とのつながりを築いておく。

5.3 登録ボランティア

【総務防災課、福祉政策課】

県は、専門性が必要とされるボランティア及び地域と連携して防災・救助活動等を実施する企業について、平常時から登録を行い、災害発生に備えるものとする。

市は、事業所等に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録の呼びかけに努める。

(1) 砂防ボランティア

県は、災害による土砂災害等の二次災害の防止のため、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

砂防ボランティアの活動内容は、おおむね以下のとおりである。

□砂防ボランティアの活動内容

- 地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡
 - 土砂災害に関する知識の普及活動
 - 土砂災害時の被災者の援助活動
-

(2) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、災害時には市町村の要請に基づいて被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

(3) 災害時動物救護活動ボランティア

県は、被災した犬・猫等の救護活動を行う災害時動物救護活動ボランティアを登録し、災害時における被災動物の適正な飼養管理について支援する。

□災害時動物救護活動ボランティアの活動内容

- 避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃
 - 飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護
 - 被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス
 - 支援物資の運搬
-

(4) 埼玉県地域防災サポート企業・事業所

県は、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事業所（以下「企業等」という。）が、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する体制を整備する。

□埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度の概要

- 県は、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する県内外の企業等の登録を受け付ける。
 - 県は、登録内容を市町村へ提供し、地域と企業等との間で防災協定等を締結するよう支援する。
 - 県は、登録企業等及び登録した活動内容をホームページ等により広く紹介する。
 - 県は、登録した企業等に対し、防災に関する研修会を実施する。
 - 登録企業等は、地域との防災協定等を締結するよう努める。
 - 登録企業等は、防災に関する研修会への参加等により、従業員に対する防災知識の普及に努める。
 - 登録企業等は、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供等、事前に登録した活動を地域の要請又は自主的・自発的に実施する。
 - この制度により、災害時に実施した登録企業等の活動に係る費用は、登録企業等が負担する。
-

第6 市民による雪害対策

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態から優先的に対応することになる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、市民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用自動車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。市は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

自分の身は自分で守るという自助の観点から、市民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

施策 6.1 市民による雪害対策

方策(1) 自助による雪害対策

方策(2) 市民との協力体制の確立

6.1 市民による雪害対策

【総務防災課】

(1) 自助による雪害対策

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用資材の準備、点検など自ら雪害に備えるための方策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

また、市民が安全な除雪作業を行えるよう、市は、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防災に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

(2) 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには、市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠であるため、大雪時の路上駐車禁止、自家用自動車の使用自粛、歩道等の除雪への協力等について、啓発及び広報に努めるものとする。